

計帳制度試論

鎌田元一

【要約】 古代律令制国家の支配の根底をなした戸籍・計帳について、従来は計帳の研究が戸籍に比して極めて不十分であったと思われるが、本稿では史料上その存在が確認される八世紀以後の時期に関して、計帳制度の実態とその変遷の過程を明らかにすることに務めた。第一章では、まず「大帳」と「計帳」とを別種の文書と見做す最近の通説に対し、それらが「目録」と「匿名」とから構成される総体としての同一実体を指す別称であることを論証し、各種計帳様文書の現存する神亀・天平年間以降の計帳制度が、基本的にその二種の文書を一組として京進させるものであったことを確認した。第二章においては、そのような計帳制度が養老元年の「大計帳式」の頒下によって開始されたものであることを明らかにし、それ以前の計帳制度が単に「目録」のみを作成・京進させるものであったのに対し、この時点で始めて「匿名」が作成されることになったことを推定した。さらにはそのような改定が行なわれるに至った事情を考察し、それを特に靈龜・養老初年の時期に著しい地方行政の統制強化の動きの中に位置付けた。第三章では大宝令における計帳の規定を検討し、前章での考察の結果を補強すると同時に、「陸奥国戸口損益帳」を素材として、「目録」様文書としての計帳の実際上の始期を論じ、それが大宝令制定後すぐに作成され始めたであろうことを推定した。最後に第四章では、養老元年以降新たに整えられた計帳制度が、実際は間もなく「匿名」の簡略化、ないしは省略の道をたどることを述べ、計帳制度の終末の問題について略述した。

史林 五五巻五号 一九七二年九月

はしがき

律令国家の全国的人民支配が、戸籍・計帳の作成という行政的手段を基礎として実現され得たことは、今さら多言を要するまでもないことであるが、かかる認識のもとに、戦後の古代史学界においては、籍帳制度の極めて活発な研究が展開され、多くの貴重な成果が積み重ねられてきた。特に正倉院文書全般についての研究の進展を裏付けとして、現存の各戸籍・計帳そのものの基礎的研究が飛躍的に推し進められたことは重要であり、その綿密な分析の上に立って、律令国家成

立過程における編戸・造籍の具体的実相等、多くの重要な事実が解明されつつある。^①

しかし一様に籍帳と並び称されながらも、従来の研究対象はいささか戸籍に片寄った感があり、それに比べて計帳制度については、なお多くの問題が残されたままになっているように思われる。例えば広く計帳に関わる用語も一様ではなく、「計帳」を始めとして、「大計帳」「大帳」等の各種の名称が見出されるのであるが、それらが各々いかなる内容を持ち、また相互にどのような関係にあるのかというような基本的問題においても、なお十分な意見の一致を見ず、少なからざる混乱を生じているのが現状ではあるまいか。さらにまた、そのような計帳についての諸概念が明確にされてはいない為に、その実際上の始期の問題をも含めて、計帳制度の歴史過程に即した具体的な展開が十分に把握されないままになっているように思われる。

そもそも計帳のことは、かの大化改新詔に「始造戸籍、計帳、班田收授之法。」と見える以外、大宝令の規定に至るまで史料上の所見はなく、その後も神龜・天平年間に至るまで、我々はその実物を目にすることができない。戸籍とは異なるこのような史料上の制約が計帳制度の統一的理解を困難にしている一因ではあろうが、それにしても大宝令施行以後の計帳制度についても右の如き不分明さが残されたままであるとすれば、その律令国家支配に占める位置の重要性に鑑みて、いささか意外な感を抱かざるを得ないのである。勿論計帳制度についても、正倉院現存の個々の計帳の基礎的検討を著実に推し進めていくことが肝要であるが、ひとまず現時点において、その全体の概要についての一応の見通しを得る必要性が痛感される所以である。本稿では、史料的にその実在が確認される八世紀以後の時期に対象を限定し、大宝令における計帳の本来的在り方とその実際の作成手続き、及び以後の歴史過程に応じた変遷の内容を検討し、計帳制度についての基礎的考察としたいと思う。

① 戸籍については、早く川上多助氏に「古代戸籍考」(『日本古代社会史の研究』)の労作があるが、戦後の籍帳研究の発展に大きな役割を果たしたのは、何と云っても石母田正・藤間生大両氏らによって展開さ

れた、古代家族・共同体に関する一連の研究であったと思われる(石母田「古代家族の形成過程」・藤間「獨戸について」——いずれも『社会経済史学』十二ノ六——など)。これらの所論は、始めて現存籍帳

の記載内容の積極的分析の上に立って、古代社会の発展過程を理論的に位置付けようと試みた労作であったが、戦後の籍帳研究は、これら両氏の所論に対する批判的検討を通じて活発化したものと言えよう。特にこの方面の研究に早くから意欲的に取り組んでこられ、我々の拠るべき多くの貴重な成果を公にされてこられたのは岸俊男氏であるが、その主な論考には次のようなものがある。

a 「古代後期の社会機構」(『新日本史講座』一四)

—

はしがきにも触れた如く、計帳制度に関する問題の第一は、それを指し示す用語の多様性にあると思われる。八ノ九世紀の史料を通じて管見の及ぶ範囲では、「国帳」「大計帳」「大帳」「計帳」「計帳歴名」「計帳手実」等の用語が見出されるが、計帳制度の考察にあたってまず必要なことは、これら各種の名称の具体的内容と、その相互的連関を明らかにすることであろう。その中心となるのは、当時の史料に最も普遍的に見出される「大帳」と「計帳」とであり、従来はこの両者の関係が正確に把握されていない為に、ややもすれば、計帳制度全体の統一的理解が困難になっていふしがあると思われる。

「大帳」と「計帳」との関係について、それを正面から取り上げた論考は見当たaraぬが、かつて早川庄八氏が、簡単な補註の形でではあるが、その両者の関係について触れられたことがあった。^① その中で氏は、「大帳使と計帳使との関係に

ついてはこれを同種のものとする見解に一応従っておく。但し大帳と計帳が異なるものであることは言うまでもない。」

と述べられ、後述する出雲国計会帳に見える大帳使及び大帳の例に言及しておられる。そして近年林陸朗氏もまた、簡単な補註の形でこの問題に触れ、「通説では、大帳使と計帳使とを同一のもののように見ているらしいが、大帳(大計帳)は民部式によると六年一造であって、毎年作成の計帳とはちがう。それと毎年発遣の大帳使との関係は、どのようなものであるか、問題が残る。」と述べておられる。^② 林氏が「大帳(大計帳)は民部式によると六年一造」とされる点については、

b 「所謂「陸奥国戸籍」残簡補考」(『続日本紀研究』三ノ二)

c 「籍帳備考二題」(『國史論集』一)

d 「十二支と古代人名」籍帳記載年令考」(『西田先生頌壽記念日本古代史論叢』)

代史論叢)

e 「造籍と大化改新詔」(『日本書紀研究』二)

f 「但波吉備麻呂の計帳手実をめぐって」(『史林』四八一—六)

管見の限り民部式にそのような規定はなく、諸般の事情から推しても何かの誤解かと思われるが、それはともかく、両氏の見解にも明らかのように、「大帳」と「計帳」とを全く別種の文書を指す用語と見做す考えが、近年一般的であるように思われる。この考え方に立つ場合、正倉院現存の各種の計帳様文書の中、天平十二年以前のものとは推定されている「阿波国計帳」を「大帳」にあて、神龜三年の「山背国愛宕郡出雲郷雲上里・同雲下里計帳」のような郷、または郷里制下の里毎に纏められた戸口歴名文書を「計帳」にあてるのが普通の考え方のようである。^③

しかし私はこのような考え方には全く賛成することができない。結論的に言えば、私は「大帳」も「計帳」も全く同一の実体に対する別称であり、その内容は、「阿波国計帳」様の一国毎の戸数・口数に関する統計的文書と、「雲上里・雲下里計帳」のような戸口歴名文書との両者から成り立つものと考ええる。即ちこの両者が一体として、「計帳」とも「大帳」とも呼ばれたものと考えるのである。このような考え方は既に早く、『古事類苑』などの述べるところであるが、何分にもその書物の性格からして、叙述は極めて簡単なものに過ぎない。従って、以下私なりにまずこの点を論証することから始めねばならぬが、それに先立って明確にしておかねばならぬのは、「計帳」及び「大帳」に関する叙上の見解は、あくまで現存計帳の作成された神龜～天平年間を中心とする時期以後について適用され得るということである。「大帳」の初見例が天平六年の出雲国計会帳であることからしても、それは当然のことであり、このような「計帳」または「大帳」の内容がどの時点まで遡り得るか、さらにそれ以前の計帳制度とはどのように異なるのかという問題については、いずれも後節で論じることとしたい。

さて「計帳」と「大帳」についての私見を論証するにあたって、まず注意すべきは計帳使と大帳使との関係であろう。何故なら、一般には同種のものと考えられる両使の関係に対し、先に見た如く、早川・林の両氏はいささかの疑問を表明しておられるようであるが、その同一なることが確認されれば、両氏の見解にもかかわらず、それは「計帳」と「大帳」との同一性を示す有力な一証となし得るだろうからである。両使の同一なることを最も直接的に示す史料は、東南院文書

第一表 天平宝字三年越中国諸郡庄園惣券
及び各開田図の奥書にみえる目小野朝臣
某についての註記

庄園惣券	使使使使使使使使
砺波郡伊加流伎開田図	帳帳帳帳帳帳帳帳
砺波郡石粟村官施入田図	大大大大計大大
射水郡須加開田図	
射水郡榎田開田図	
射水郡鳴戸開田図	
新川郡大郡開田図	
新川郡大畷開田図	

中における天平宝字三年十一月十四日付の越中国諸郡庄園惣券^⑤、及びそれに対応する同日付の開田図^⑥奥書に見える、国司署名部分の記載である。その中に「正八位上行目小野朝臣大帳使」と見えており、これによって天平宝字三年の越中国大帳使が目の小野朝臣某なるものであること、さらにはこの十一月十四日の時点で彼はいまだ在京していることが知られるが、第一表に整理した如く、庄園惣券以下各田図には上記のように「大帳使」と註記されながら、一例ではあるが、射水郡鳴戸開田図においては、その部分が「計帳使」と註記されている事実注目したいと思う。このように同年・同国における同一人が大帳使とも計帳使とも呼ばれたとすれば、これこそ両者が同一使に対する別称に過ぎぬことを示す、明白な一証と言えるのではなからうか。

さらには次に、天平六年の出雲国計会帳に大帳枝文の一として見える「麦帳」一巻^⑦を問題としたい。これは天平五年八月発遣の同国大帳使、史生大初位上依網連意美麻呂によって京進された文書であるが、この麦帳作成の起源を示すと考えられる『類聚三代格』所収の養老七年八月廿八日官符では、国郡司に大小麦の耕種を督励した後に、次のように述べていることが注意される。

其耕種町段。収稔多少。毎年具録。附計帳使申上。

傍点を施した如く、養老七年官符では、麦帳に相当すると考えるべき内容の文書を「計帳使」に附して申上するよう命じているのであるが、先の出雲国計会帳においては、この麦帳を京進したのは「大帳使」であった。このように前後わずかに十年を隔てるばかりの両史料において、同じ麦帳を附すべき使者を一方は「計帳使」、他方は「大帳使」と呼んでいる事実は、やはり両者が全く同一の使を指す別称と考えて、最も自然に理解されるところであらう。

同様の例は、調庸専当国（郡）司の歴名帳についても指摘し得るところである。承

第二表 8世紀における計帳使・大帳使の実例

年次	国名	使者名	史料
天平5年	出雲	大帳使 依網連意美麻呂	天平6年 出雲国計会帳
天平18年	越中	大帳使 大伴宿禰池主	万葉集 卷17
天平勝宝3年	越中	大帳使 大伴宿禰家持	万葉集 卷19
天平宝字3年	越中	大帳使 計帳使 小野朝臣某	天平宝字3年11月14日 東大寺越中国諸郡庄園惣券第一及び各田図
天平神護2年	越前	大帳使 榎井朝臣某	天平神護2年10月21日 越前国司解及び各田図

第三表 8～9世紀の官符にみえる大帳使・計帳使の用例

史料	大帳使・計帳使の別
養老7年8月28日官符	計帳使
天応元年8月28日格(承和9年正月27日官符所引)①	計帳使
延暦9年12月10日左大弁紀朝臣古佐美立(大同5年3月28日官符所引)	大帳使
延暦16年4月29日官符(斎衡2年6月25日官符所引)②	大帳使
延暦21年8月27日官符	大帳使
大同2年9月16日官符所引 紀伊国解	大帳使
大同4年正月26日官符	大帳使
大同5年3月28日官符	大帳使
弘仁6年11月27日官端(弘仁9年6月17日官符所引)③	大計帳使
弘仁9年6月17日官符	計帳使
承和9年6月9日官符	大帳使
承和11年4月1日官符所引 陸奥国解	大計帳使
齊衡2年5月21日官符	大帳使
貞観17年3月28日官符	大帳使

註：出典はすべて『類聚三代格』

①『統日本後紀』承和9年正月壬戌条参照

②『三代実録』元慶8年8月4日条参照

③『日本後紀』弘仁6年11月甲午条参照

やに思われるが、実は同じ格文どうしの間にも同様の関係が見出されるのである。即ち延暦廿一年八月廿七日官符^①には、「諸国調庸専当歴名、附大帳使、依例申送。」と見えており、先の天応元年格が「計帳使」に附して申上するよう述べている文書が、ここでは「大帳使」に附して申上すると述べられている。ちなみに延喜民部式においてもそれは「大帳使」と記されてい

和九年正月廿七日官符所引の天応元年八月廿八日格においては、「調庸専当国司附計帳使、申上。」と見えているのであるが、出雲国計会帳では、やはり「大帳使」のもたらす枝文中に「主当調庸国司并郡司帳」一紙が存在する。^②「専当」と「主当」との用語上の相違は見られるが、これらが同一内容の文書を指すことは疑いなく、^③これによっても同一使が或る時は「大帳使」、或る時は「計帳使」と両様に呼ばれたことが知られるであろう。ただこれらの例はいずれも出雲国計会帳と前後の格文との対比であり、そこにやや問題も残る

るが、このように史料の年代や性格にかかわらず、明らかに同一使に対して両者の呼称が混用されている事實は重要であり、やはり「計帳使」と「大帳使」の同一なることを有力に物語るものと言うべきであろう。

ただ第二表・第三表によって知られる如く、八世紀の個人名を知り得る実例が、先の越中国射水郡鳴戸開田図の例を除いて全て「大帳使」と記され、さらに官符などに見える用語例でも「大帳使」の語が一般的であることは、やはり注意しておくべき事実と思われる。特に第一表に見た如く、天平宝字三年の越中国の例において、目小野朝臣某を「計帳使」と注記した例が鳴戸開田図の一例のみである点を考慮すれば、両者併用されながらも、どちらかと言えば「大帳使」の方がより正式な名称であった感が深いのであるが、その点については、また後の考察との関連で触れることとしたい。

さて以上の検討によって、大帳使と計帳使という二つの名称は、全くの同一使に対する別称であることが明白となったが、この有力な事実を踏まえて、さらに直接に「計帳」と「大帳」とが同一なることを示す事例を次に掲げることしよう。

A 承和十一年四月一日官符^⑩

応計帳公文便附朝集使^一夏

右得陸奥国解^一僭。頃年朝集使例附^一税帳公文。因^一茲朝集之政雖^一畢稽滯之煩無^一息。遂超^一年月^一復涉^一秋冬。今計帳使九月上道。進發同^一時累^一路多^一苦。望請^一。件等公文附^一朝集使^一為^一例言上。然則路次省^一疲。馭子息^一肩。唯正税帳使別差^一專使^一進上、謹請^一官裁^一者。右大臣宣。奉^一勅。依^一請。

B 嘉祥二年閏十二月廿六日官符^⑪

応附朝集使^一進^一大帳^一夏

右得^一出羽国解^一僭。件公文依^一太政官去弘仁十年五月廿八日符旨^一差^一使。九月進^一官。朝集使亦依^一例十月上道。兩使駱駝路次多^一弊。望請^一。准^一陸奥国^一大帳^一永附^一朝集使^一進上。但税帳別差^一專使^一將^一進。謹請^一官裁^一者。右大臣宣。依^一請。

これらA・B二つの官符は、それぞれ陸奥国・出羽国の解を受けて、前後五年の間隔において相繼いで兩國に下されたものであるが、その結果、出羽国解に見える弘仁十年五月廿八日官符によって恐らくは陸奥・出羽兩國ともに九月発遣とされたのであろう計帳使が停められ、以後その公文は朝集使に附されることとなった。ところがAの承和十一年官符においては、以後朝集使に附されることとなった陸奥国の公文を明らかに「計帳公文」と述べているのに対し、Bの嘉祥二年官符では、同様の処置を認めた出羽国の公文を「大帳」と称している点が注意されねばならない。とりわけ、先年陸奥国において認められたと同様の処置を請うた出羽国解の中に、「准陸奥国大帳」と述べられている事実は注目すべきものであり、これによって、承和十一年、朝集使に附されることとなった陸奥国の「計帳」が、そのまま「大帳」とも称されるものであったことが明白となる。このような好例をさらに示すことのできないのが残念であるが、先の計帳使と大帳使とについての考察結果を考え合わせれば、もはや、「大帳」と「計帳」とが別種の文書を指し示す用語ではなく、相互に置き換え得る同一内容の名称であったことは確実と言えるのでなからうか。その点をさらに補う意味でも、次にはそのよ
うな「計帳」Ⅱ「大帳」の内容について検討を加えていかねばならない。

延暦四年六月廿四日、畿内七道諸国に対して二ヶ条にわたる浮逃対策の官符が出されたが、そのうち部内浮逃の檢括を命じた第一条において、次のような記載が見える。

(前略)

今宜令檢括所部百姓浮逃國中。嚴加捉搦勘注妄死逃走除帳之輩。又依宝龜十一年格。下符括實。具注衷由。并載附大帳内目錄一申上。不得逗留疎漏。

傍点を施したように、ここでは、括實した妄死逃走除帳の輩について、その事由を注記すると同時に、併せて「大帳内目錄」に載附するよう命じていることが注目される。国史大系本『類聚三代格』の頭注によれば、前田家本にはこの部分に「内」の字が無く、「大帳目錄」となっていることが知られるが、いずれであってもその意味には何ら変わりなく、

第四表 正税帳継目裏書

年次	国名	継目裏書
1 天平2年	倭	従七位上行大目歟十二等中臣酒人宿禰古麻呂
2 〃	尾張	尾張国収納大税帳天平二年十二月少目従七低下歟十二等秦前忌寸大魚
3 〃	紀伊	紀伊国収納大税帳天平二年
4 〃	越前	越前国大税帳天平三年二月廿六日史生大初位下阿刀造佐美麻呂
5 天平4年	隠岐	隠岐国正税収納帳大初位下行目県大養宿禰大万侶天平五年二月十九日
6 天平6年	尾張	尾張国収納正税帳天平六年十二月史生従八位上目比新家連石麻呂
7 〃	周防	周防国天平六年正税目録帳従七低上行目茨田連光
8 天平8年	摂津	摂津周天平八年正税目録帳従七位下大属田部宿禰家主
9 〃	薩摩	薩摩国天平八年正税目録帳従八位上行目吳原忌寸百足
10 天平9年	長門	長門国天平九年収納大税目録帳正八低下行目常勝首名
11 〃	豊後	豊後国天平九年正税帳守外従五位下楊胡史真身
12 〃	但馬	従七位下行目坂上忌寸人麻呂
13 〃	駿河	駿河国正税目録帳天平九年史生大初位下秦速布連広嶋
14 〃	和泉	和泉監収納正税帳天平九年
15 天平10年	淡路	淡路国天平十年十二月廿七日史生正八位下榎本直虫麻呂
16 〃	駿河	駿河国正税帳天平十年目正八位上川原宿禰忍国
17 〃	周防	周防国天国十年正税帳史生大初位上秦連国麻呂
18 〃	筑後	筑後国天平十年正税目録帳従七位下行目津東真麻
19 天平11年	伊豆	伊豆国天平十一年正税并神税帳目従八位下林連佐比物

当面の課題にとって極めて貴重な手懸りを提供するものである。まず第一に「大帳（内）目録」という用語は、明らかに「大帳」が単一の文書から成り立つものではないことを示しており、さらにまた、その複数の文書から成り立つ「大帳」の一部が、「目録」と呼ばれるべき形態の文書であったことを物語っている。ではその「目録」とはどのような文書であったろうか。

この点について大いに参考とすべきは、天平年間の多数の正税帳の継目裏書である。第四表は、現存正税帳の中、継目裏書の確かめ得るものを選んで整理したものであるが、「大税帳」「正税帳」「正税収納帳」等の名称とならんで、天平六年の周防、天平八年の摂津・薩摩、天平九年の長門・駿河、天平十年の筑後など、かなりの例に涉って「正税目録帳」「大税目録帳」と記されていることが注目される。他の名称の中、(19)の伊豆における「正税并神税帳」が、神税を併せ記載したことからくる名称であり、(5)の隠岐の「正税収納帳」が、他の例に多く見られる「某国収納正税帳」の倒叙に過ぎないことを考えれば、一般に「正税帳」「大税帳」と呼び習わされるこれらの文書は、より厳密には「正税目録帳」

〔大税目録帳〕と称すべきものであったのではなからうか。一國全体、さらには各郡毎に、正税の前年度繰越額及び當年の歳入・歳出・残高等を書き上げたこの種の文書は、まさに「目録帳」の名にふさわしく、さらに各項目毎の詳細を記録した「正税出挙帳」以下の文書と相俟つて、一國の正税運用の全体を明らかにしたのである。

さてこのように、国郡毎の正税運用についての統計的文書が「正税目録帳」と呼ばれたとすれば、これを傍証として、問題の「大帳(内)目録」もまた、国郡を単位とする戸数・口数の統計的文書であったことは容易に推察することができる。即ち一般に「大帳」という名称において想定される文書は実は「大帳」そのものではなく、「大帳目録」とも称すべき文書であったことが知られるのである。この点については、戸令集解造計帳条所引の次の古記の見解がさらに参考となるであらう。

古記云。依_レ式。謂造_二計帳_一之_レ様也。造_二国帳_一。謂国総造_二目録_一一卷_二申送也。如_二戸籍_一不_レ作_二里別_一為_レ卷。(下略)

この古記によって、養老令では「依_レ式造_二国帳_一」とある部分が、大宝令では「依_レ式造_二国帳_一」と記されていたことが推定され、そこに一つの重要な問題が生じるのであるが、その点については後節で論じることとし、ここでは古記説自体の内容が問題である。国が総じて作成する「目録一卷」が、里別に巻を為して作成される戸籍の如き文書とは、対立的に把握されている点が注目されねばならない。この古記の見解によれば、天平当時既に計帳に関して「目録」の概念が存在していたことが推定され、その「目録」が以上のようなものとして把握されているとすれば、やはりそれは一國毎の戸数・口数についての統計的文書と見て最もふさわしいものであらう。

「大帳目録」の具体的内容が以上の如く考えられるとすれば、次に問題となるのは、この「目録」と相俟つて「大帳」
Ⅱ 「計帳」を構成した文書にはどのようなものがあり、またそれは何と呼ばれる文書であったかということである。これについては、正倉院現存の各種計帳様文書について見ることが有効な方法と思われるが、それらの計帳様文書が大きく次の三種のグループに分類されることは既に周知のところである。

一、○右京計帳（天平五年）^{①⑦}

○近江国志何郡古市郷計帳（神龜元年～天平十四年）^{①⑧}

二、○山背拳愛宕郡出雲郷雲上里計帳・同雲下里計帳（神龜三年）^{①⑨}

○山背国愛宕郡某郷計帳（天平五年）^{①⑩}

○所謂「集人計帳」（天平七年）^{①⑪}

○越前国江沼郡山背郷計帳（天平十二年）^{①⑫}

三、○阿波国計帳（天平十二年以前）^{①⑬}

これらのうち第一のグループは、各文書に「手実」と明記されている如く、「計帳手実」と称すべきものであるが、右京のそれが各戸毎に紙や書風を異にし、その末尾に手実提出者を記すことで明らかのように、それは各戸毎に作成され、一国の計帳作成の基礎資料として、京職や国衙に提出される文書であった^②。その書式は右京計帳手実と古市郷のそれとはかなり異なっているが、右京計帳手実では、まず最初に去年の計帳における戸口数、及びその後の変動を上げ、次いで今年の戸口数とその課・不課の内分け、調などを記し、戸口の歴名部の後には、一年間の変動についての別項記載、及び手実提出の年月日、提出者、坊令などを記している。これに対して、古市郷の各年次の手実はいずれも戸口歴名部のみから成り立ち、手実としての両者の関係には問題が残るのであるが、戸令造計帳条の規定にも明らかなく、手実の中心となるべき記載はあくまで戸口歴名の部分にあった。さらに「計帳手実」の文書としての重要な属性の一つとして、それが京進されるべき文書ではなく、提出された京職や国衙にそのまま残される文書であったことを注意しておく必要がある。尤も、現存の右京計帳手実が右京職から太政官に申送されたものであることは、岸俊男氏の裏文書からする研究に照らして明らかであるが、それは、これらの手実が提出後、右京職において継ぎ合わされ、表面に職印を捺して、もはや手実そのものではない別種の成巻文書として太政官に申送された為であり、決して「計帳手実」自体として上進されたのではな

い。かかる意味においては、現存の「右京計帳」は、むしろ次の第二グループの文書と同種のものに見做すべきものである。それに対して、古市郷の大夫但波史族吉備麻呂に関する九通の手実が、同じく岸俊男氏によって、近江国から京進された文書ではないことが明らかにされ、近江国衙に保存されていた各年次提出の手実であろうと一応推定されている点^⑦が注意される。

さて、次は第二グループの文書であるが、ここに掲げた五通の計帳様文書は、相互にごくわずかの書式の相違はあるものの、基本的には全く同一形式の文書である。その書式は、先に述べた右京計帳手実の書式から末尾の手実提出年月日、提出者、坊令などの記載を除いたものを各戸毎の記載内容とし、それを順次列挙して、郷または郷里制下の里毎に一卷の文書として纏めあげたものであるが、かかる「計帳手実」との書式的一致から見ても、これらの文書が、原則的には各戸提出の手実を順次引き写す形で作成されたものであることは疑いない^⑧。神龜三年の出雲郷計帳には、継目裏書に「史生従八位下間人宿称男君」の名が見えており、この種の文書が最終的には国衙で作成されたものであることを推定させるが、当面の課題にとって最も重要なことは、これらの文書が京進されたものであるという事実である^⑨。言いかえれば太政官に送る為に作成されたということであり、先の右京計帳は、かかる文書作成の手続きを省略し、手実を継ぎ合わせることで、よってその代用としたものに外ならない。最後にこの種の文書の名称であるが、それについては天平十二年の越前国江沼郡山背郷計帳の継目裏書に、

越前国江沼郡山背郷天平十二年計帳、歴名

と見えていることが注目される。我々が一般に単に計帳と呼び習わすこの種の文書は、周知の如く厳密には「計帳歴名」と呼ぶべきものであったのである。

最後に第三グループの所謂「阿波国計帳」であるが、これが一国全体の統計文書であることは今更言うまでもない。即ちそれは先述した「大帳目録」に相当するものと考えられるが、「計帳手実」を責め取り、「計帳歴名」を作成するとい

う過程を経て、最終的に一国全体の戸数・口数の現在数、及び昨年度数との異同が計算され、この「目録」が作成されたものであろう。次に掲げる現存の断簡では、わずかに戸数の課・不課による統計の一部が存するのみであるが、これと同様の書式が延喜主計式に収められているので、それによって全体の構成を示したのが第五表である。

「 戸耆拾貳不課

戸叅耆老口旧

戸陸小子口旧

戸貳癈疾口旧

戸耆寡妻口旧

戸伍課

戸貳進中男口旧

戸耆小子戸内割得課丁口旧

戸貳寡妻戸内割得課丁口旧

都合今年計帳新旧定見戸伍仟陸拾捌

戸耆佰叅拾不課乘去年七

戸耆佰貳拾耆旧

戸耆八位

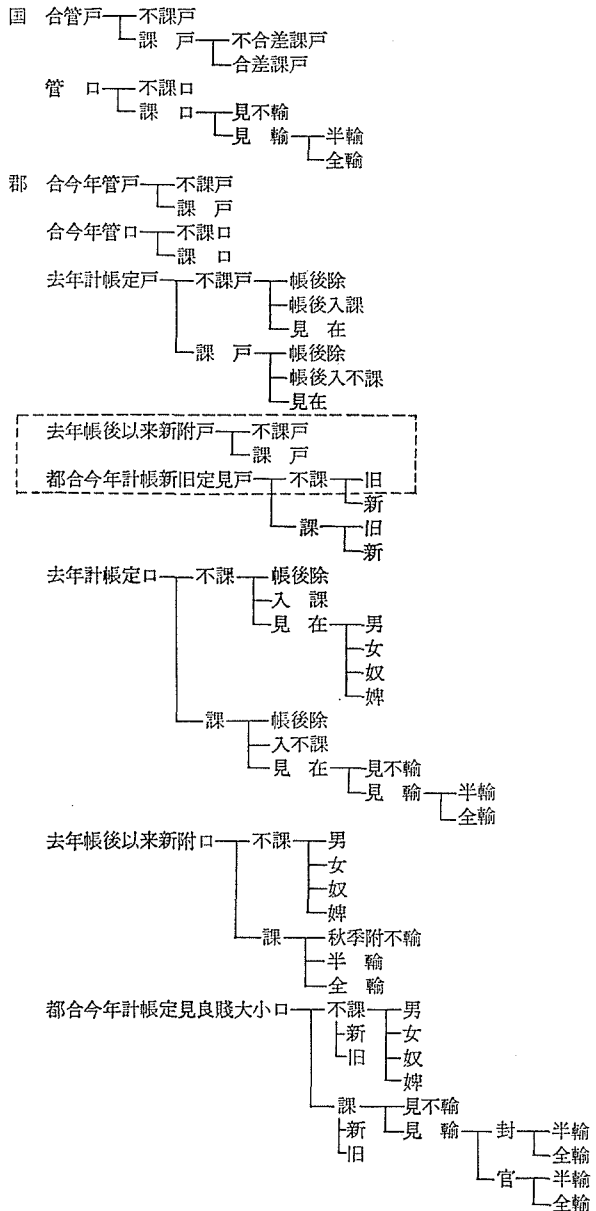
戸耆拾捌耆老

戸叅拾小子

戸伍篤疾

」

第5表 延喜主計式に見える「大帳目録」の書式



ここに示した「阿波国計帳」の記載は、第五表において点線で囲った部分の書式に相当しており、この部分に関する限りは、一つの点を除いて、主計式の書式とは字句の末までもよく一致している。しかしながら「阿波国計帳」のこの部分の記載は、第五表に見るような各郡毎の統計部分に属するものではなく、一国全体に関わるものと考えられるふしがある。それは「都合今年計帳新旧定見戸」が五〇六八戸という龐大な数にのぼる点であって、仮に一郷五〇戸として計算すれば、ほぼ一〇一郷にも相当し、とても一郡の郷数としては容認できぬものとなる。従ってその数値に誤りのない限り、こ

れは一国全体の統計と見る外なく、当時の書式では、最初の国全体の統計部においても、主計式に見る各郡毎の記載様式が行なわれたものと推定されるのである。天平年間の正税帳においても、一国全体の記載部分と各郡毎の記載部分に、各々対応する項目が繰り返して記されており、当時の「大帳目録」もまたそのような書式をとっていたとして何ら不思議はない。

しかし問題はまだ残る。阿波国は高山寺本『倭名類聚抄』では四四郷（刊本では四六郷）であり、さらに『律書残篇』の記すところもまた四四郷と一致している。『律書残篇』の国郡部の年代は、坂本太郎氏によって、一応養老五年四月（天平九年十二月の間と考定されているが、^④両者の郷数の一致する点から見ても、八世紀前半の阿波国の郷数は、四〇〇〜五〇〇の間にあったと見てまず間違いのないところではなからうか。とすれば、一国全体の郷戸数は多く見積もっても高々二五〇〇戸ということになり、わずかに「阿波国計帳」断簡に見える戸数の半分程度にしか達しない。この点をどのように考えるかが問題であるが、私は当該文書に見える「戸」を郷戸ではなく房戸と見做すべきであると考ええる。

天平十二年の遠江国浜名郡輪租帳^⑤によれば、一郷全体の房戸数は新居郷で郷戸の二・二倍、津築郷では一・七倍強^⑥であり、養老五年の下総国葛飾郡大嶋郷戸籍では同じく二・六倍となっている。このうち津築郷は一郷全体の郷戸数が二二戸に過ぎない特殊な郷であるので、これを除くと、一般には房戸の数は郷戸数の二〜三倍であったのではなからうか。^⑦このように考えて、今試みに『律書残篇』などに見える四四郷に一郷 \parallel 五〇戸（郷戸）を乗じ、その積二二〇〇で五〇六八戸を除すと、二・三という数値を得る。この結果はまさに今述べた房戸数と郷戸数の割合に適合的であり、「阿波国計帳」断簡に見える「戸」が房戸を意味することを有力に物語るものではなからうか。

房戸を対象として課戸・不課戸の別を記すことは、養老五年の下総国戸籍及び天平五年の右京計帳手実などに明証のあるところであり、^⑧さらには一國一郡の戸数を房戸を対象として数えることも、遠江国浜名郡輪租帳に同様の実例があって、別段異とするところではない。このように同文書に見える「戸」が房戸を意味するとすれば、それはこの文書の作成年次

について重要な示唆を与えるものとなろう。即ち同文書は岸氏によって、天平十二年以前に作成・京進されたものであることが指摘されているが、一方同じく岸氏によって、郷戸・房戸制は郷里制に対応するものであり、その実施期間も郷里制に同じく、一応靈龜元年から天平十一年末ないしは天平十二年初頭頃までの間であることが明らかにされている。もつとも先の遠江国浜名郡輪租帳は天平十二年十一月廿日の日付を持ちながら、なお郷戸・房戸の別を立てているが、これは氏の言われるように、制度廃止期に生ずる不徹底と見做すべきものであろう。とすれば、房戸を対象として一国の戸数統計を行っていると見られるこの「阿波国計帳」残簡の作成年次もまた、靈龜元年～天平十一・二年の間に限定されることとなる。

さて行論がいささか脇道へ逸れた感があるが、以上の検討の結果、現在我々が知り得る計帳様文書の中、地方国衙から毎年太政官へ申送された文書は「計帳歴名」と「大帳目録」とであることが知られた。しかも「計帳手実」を含めた三種の文書の計帳作成過程における一貫した密接な関係を考えれば、これら三種の文書の外に、なお我々にとって未知の別種の計帳様文書が存在していた可能性は殆ど無いものと思われ、しかりとすれば、「大帳目録」と共に「大帳」Ⅱ「計帳」を構成した文書は、この「計帳歴名」において他にはないこととなる。その「計帳歴名」という名称も、それが「計帳」を構成する一部分であることを示しているが、後述するように、当時の「輪租帳」もまた「目録」と「歴名」とからなる書式をとっており、当時の公文の構成において、そのような在り方が一つの主要な形態であったことを知り得るのである。恐らくそれらはまた、互いに「計帳目録」「大帳歴名」とも呼ばれ得たことであろう。このような観点に立つ時、先に引用した延暦四年六月廿四日官符において、「依_レ宝龜十一年格。下_レ符括責。具_レ注_レ支_レ由。并_レ載_レ附大帳内目録_レ申上。」と命ぜられたのは、括責した浮逃を「歴名」において「具注_レ事由」すと同時に、その括責による増加数を「目録」に併せ載附する意味としてよく理解されることとなろう。

以上、私はあくまで国衙から京進される文書を指す用語としての「大帳」と「計帳」との関係を論じ、それらが同一内

容の名称であること、その内容は「目録」と「歴名」とから構成されるものであることを明らかにしてきたのであるが、実は「計帳」という用語はそのような限定された範囲でのみ使用されるのではなく、より広い意味内容をもって使用されている。例えば『続日本紀』宝龜十年九月戊子条には「不進計帳之戸」というような表現が見えているが、ここでは明白に「計帳手実」を指して「計帳」と称していることが知られる。天平宝字六年七月九日付の己智帯成請暇解に「為計帳奉、仮日請所如件」と見えるのも同様の例であり、さらには弘仁二年九月廿四日官符所引の延暦十九年十月三日官符の中に、上総国諸郡百姓の歎状中の言葉として、「計帳之時」というような用法も見えている。これは大同四年六月十一日官符所引の右京職解に「計帳之日」とあるのと同様の表現であり、手実を提出する、或は責め取るという行為を指して「計帳」と称した例である。さらにまた同じ「計帳之日」ではあっても、寛平三年七月二日官符所引の河内国解では「而国例計帳之日、不進手実、無僞調物」と述べられており、ここではより一般的に、計帳を作成するという意味あい、で、「計帳」の語が用いられている。延喜主計式に見える大帳式の末尾に「都合今年計帳調絹絶布若干疋端」とある「計帳」は、計算する、集計するというような意味内容をも含むものであろう。「手実」「歴名」「目録」ともに見られる「去年計帳定……」というような表現も、そのようなニュアンスを持つものと思われる。

このように「計帳」の使用例は多岐に渉るが、それは「手実」の提出から「歴名」「目録」の作成、さらには当年調庸物の算定まで、その全過程を包含する用語であったと考えられる。そのような内容を背景として、京進される文書としての「目録」「歴名」自体もまた一括して「計帳」と呼ばれたのであるが、この点は、「大帳」という名称が京進される文書を指す用語としてのみ使用されたのと極めて対照的である。しかも先に第二表・第三表について指摘しておいたように、両者同一の実体を指す名称として混用されながら、「計帳(使)」よりは「大帳(使)」の方が当時遙かに一般的に用いられており、この点を考え合わせるなら、京進される「目録」「歴名」の両者を総括する名称としては、「大帳」の方がより正式なものであったことが推察されるのである。この点は非常に重要な点であって、「大帳」という名称の発生した時点

こそ、ここに見たような形での計帳制度の内容が整えられた時期であることを示唆するものに外ならない。

- ① 早川庄八「天平六年出雲国計会帳の研究」補註4（『日本古代史論集』下）
- ② 林隆朗「青苗簿について」補註3（『日本歴史』二七二）
- ③ 例えば『大日本古文书』一においても、目次或いは本文中の「阿波国計帳」を正誤表において特に「阿波国大帳」となしておき、それに対して数通の歴名文書はいずれも「某計帳」のままに置かれている。
- ④ 『古事類苑』政治部二、計帳の頃
- ⑤ 『大日本古文书』四一三七五。及び『大日本古文书』家わけ第十八、東大寺文書之二の三一三頁。
- ⑥ 『大日本古文书』家わけ第十八、東大寺文書之四。
- ⑦ 『大日本古文书』一五九七。
- ⑧ 『類聚三代聖』卷十二、諸使并公文事
- ⑨ ⑦に同じ
- ⑩ 『類聚三代格』所引の官符では、本文中に示したように「調庸専当国司附計帳使」申上。となっており、『続日本後紀』同日条では、「国司」の下に「名簿」の語が記されており、これが調庸専当国司の歴名帳を指すものであることは疑いない。
- ⑪ 『類聚三代格』卷八、調庸事
- ⑫ 『類聚三代格』卷十二、諸司并公文事
- ⑬ ⑫に同じ。
- ⑭ ここに見た陸奥・出羽両国に対する処置が出されるまでには、次のような経過が存在した。即ち『類聚三代格』卷十二所収の弘仁九年十一月三日官符の語るところでは、まず弘仁六年十一月廿七日、諸使の往還繁多にともなう民弊を省かんが為、以後、計帳・正税二使の公文を朝集使に便附することとなったのであるが、その後弘仁九年に至って、朝集使が次年度の「計帳」の勘会の為、翌年八月まで京下に居らねばならぬことの弊害を理由に、今後「計帳公文」のみは、朝集使とは別に専使を遣わすべきことが命じられた。恐らくその翌年、Bの嘉祥二年官符に見える弘仁十年五月廿八日官符によって、陸奥・出羽両国のみは、その計帳使の発遣が九月とされ、この承和・嘉祥の頃に至ったものであろうが、今注意すべきは、ここに「」を附して示した如く、弘仁九年官符においても問題の公文を「計帳」と称していることである。
- ⑮ 『類聚三代格』卷十二、隱官括出浪人事
- ⑯ 天平六年出雲国計会帳（大日本古文书）一）には、天平五年の大帳使の持参した枝文の中に「大税出挙帳」「郡稲出挙帳」「公用稲出挙帳」などが見える。第五表にも窺える如く、正税は古くは大税と称されたものであり、また天平六年正月十八日の官稲混合以後は、郡稲も公用稲も正税稲の中に一本化された。この「正税出挙帳」以外の関係文書については、『政治要略』卷五十七交雜雑事雜公文の条に掲げられた多くの税帳枝文が参考となる。
- ⑰ 『大日本古文书』一四八一～五〇一。同二四一～一六
- ⑱ 『大日本古文书』一三二九～三三〇。同三三一～三三二。同三八七～三八九。同三九一～三九二。同四四〇～四四一。同四五〇。同五〇四～五〇五。同六二一～六六二。同一三二六～一三二九。
- ⑲ 『大日本古文书』一三三三～三三五。
- ⑳ 『大日本古文书』一三五三～三八〇。
- ㉑ 『大日本古文书』一五〇五～五四九。
- ㉒ 『大日本古文书』一六四一～六五一。
- ㉓ 『大日本古文书』二一七三～二八〇。

②④ 『大日本古文書』一一五四九～五五〇。

②⑤ 戸令集解造計帳条において、古記以下の諸説は一致して、手実は戸主（戸頭）の造る計帳であると説明しているが、右京計帳手実の実例では、手実提出者を知り得る六戸の中、戸主がそれにあたっているのはわずかに二例のみで、他は戸主母、戸主嫡子、戸主男、さらには他戸に属する同族の中務史生などが提出者となっており、実際は必ずしも、戸主が手実を作成・提出するものとは限らなかつたらしい（その中、於伊美吉子首戸は戸主が下野園薬師寺造司工であり、出庭徳麻呂戸は戸主が母服の為と考えられる）。さらにまた手実提出の期限についても、令規定の六月卅日は厳守されず、六月九日～七月十二日に涉つてまちまちである。

②⑥ 岸氏はしがき註①C論文。

②⑦ 岸氏はしがき註①F論文。

②⑧ これらの文書が郷または郷里制下の里毎に成巻されていたことは、その継目裏書に、例えば「山背国愛宕郡出雲郷雲上、里神龜三年史生従八位下間人宿称男君」、「越前国江沼郡山背郷、天平十二年計帳歴名（傍点筆者）などと見えていることよって明白である。また継目裏書のない天平五年の「山背国愛宕郡計帳」も、それが少なくとも郷単位に成巻されたものであることは、次のような点から推定できる。即ち別項記載や追記の中に、戸口の移動について「上件婢従戸主秦人広幡東人戸来附」、或いは「従愛宕郷山背忌寸凡滄戸来附」などと見えているのであるが、これは他郷からの来附の場合その郷名まで記し、同郷内の他戸からの場合は単にその戸主姓名を記すにとどめたものと理解される。とすれば、この文書が少なくとも郷単位に纏められていたことは容易に推定されるところである。恐らく郷里制施行期間内のこととして、雲上里・雲下里のそれと同様に、さらに下部単位の里毎に成巻されていたものであろう。「雲下里計帳」なども、本文中別項の移動

記載は郷単位で記している。）

②⑨ 「原則的には」と述べたのは、果して当時の地方社会の実状として、どれ程の戸が実際に手実を作成・提出し得たか疑わしいからである。その場合には、最初からこの種の文書が国郡の書生によって勘造されることも有り得たであらう。

③⑩ 岸氏はしがき註①C論文。但し越前国江沼郡山背郷計帳は、天平十五年～天平勝宝初年頃までの間に、金光明寺写経所で紙背が一括使用された公文類の中に含まれていない。それらの公文類は、天平十二年末から翌年初めにかけての泰仁遷都を契機として、中央官衙から一括写経所へ払い下げられたものと推定されているが、山背郷計帳の辿った経路はまた別途に考えられねばならない。

③⑪ 主計式では「今年計帳新定見戸」をまず課と不課に分け、その各々について先に旧と新の内分けを示し、不課戸については、そのあと旧と新を区別しないで「戸若干八位已上」以下の記載を続けている。これに対して「阿波国計帳」では、不課戸を旧と新に分類した後、その各々について「戸若干八位已上」以下の内分けを記すらしい点が違う。

③⑫ 坂本太郎「律書残篇の一考察」（『日本古代史の基礎的研究』下制度篇）

③⑬ 『大日本古文書』二二五八～二七二

③⑭ 浜名郡輪租帳の各郷毎の戸数内分けに見える「郷戸」は、郷戸主の「房戸」としての所謂「主房戸」を指すものである。従つて各郷毎に上げられた全体の戸数がそのまま房戸の数であり、これを「郷戸」数で除して本文の数値を得た。

③⑮ 神龜～天平年間の京畿の「計帳歴名」「計帳手実」について、房戸の有無が確認される郷戸の範囲でのみ両者の割合を検すると、いずれも一・五～一・七倍の低い値となる。しかしこれは京畿という当時の

最も先進的な地域における現象でもあり、ただちにこの結果を一般に敷衍することはできない。養老五年の下総国倉麻郡意布郷戸籍などを見ても、一郷戸が二〜三戸で構成されているらしいから、特に郷戸・戸制の実施された初期の頃では一層、一郷二〜三戸戸の原則が保たれていたものと思われる。

③ 大嶋郷戸籍では、里毎に若干の記載上の特色があり、甲和里では二、三の例外を除いて、一般には郷戸主の下にのみ課戸、不課戸の別を記している。しかし嶋俣里では全て房戸主の下にもその注記が見られ、また倉麻郡意布郷・鈺托郡少幡郷でも、わずかの残簡ではあるが、嶋俣里と同様である。さらに天平七年の「隼人計帳」では、やはり各房戸主毎に「合差科戸」「不合差科戸」の別が記されていることも注意

二

大帳及び大帳使の初見は天平六年の出雲国計会帳であるが、前節で考定したような「大帳」Ⅱ「計帳」の内容がどの時点まで遡り得るかというのが、ここで考察すべき課題である。現存「計帳歴名」の最も古い年次は神龜三年であるから、一応その時点までは遡り得るようであるが、それ以前については、やはり『続日本紀』養老元年五月辛酉条に見える次の記事が最も注目すべきものであろう。

Ⅲ大計帳。四季帳。六年見丁帳。青苗簿。輪租帳等式。頒下七道諸國。

大宝令に既に計帳作成の規定があるにもかかわらず、ここに改めて「大計帳」の式が諸國に頒ち下されたことは、従前の計帳制度に対し、この時何らかの整備・改定が行なわれたことを示しているが、問題はこの「大計帳」が果してどのような内容を持つものであったかということである。それについてまず注意されるのは、「大帳」と「大計帳」との名称の類似であり、もし前者が後者の省略形、即ち「大帳」Ⅱ「大計帳」とする考えが認められるなら、この養老元年の「大計帳

される。

⑤ 岸氏はしがき註①C論文。

⑥ 岸氏はしがき註①a論文。

⑦ 『大日本古文書』五―二四四―二四五。

⑧ 『類聚三代格』卷十二、正倉官舎事

⑨ 『類聚三代格』卷十八、軍毅兵士領兵事

⑩ 『類聚三代格』卷八、調庸事

⑪ 『大日本古文書』十一―四二に、「檢定經并雜物等帳」として収め

られた文書の題籤に「私経計帳」という注記が見えている。これなどは経巻の巻数について計帳の語が用いられた例であり、一般に「計え記す」ことを計帳と称することもあったことが知られる。

式」の頒下こそ、先に見たような計帳制度の始行を示すものとなる。事実「大帳」と「大計帳」とを同一と見做す見解は、早川・林両氏を始め、^①従来も広く行なわれていたのであるが、ただその場合、「大帳」Ⅱ「大計帳」が単に「阿波国計帳」様の文書を指す名称として理解されているところに大きな難点がある。そのような見解に立てば、この養老元年に新に一国全体の統計文書の書式が頒下されたことになるが、後述する「大計帳式」頒下の事情に照らしても、そのようなことは全く考え難い。私もまた結論的には、この「大計帳」と「大帳」とを同一のものと見るのであるが、その場合、前節での考察結果から明らかなように、この「大計帳」もまた「目録」と「歴名」との二種の文書の総体を指す名称として理解されねばならない。従って単なる名称の類似からする推測とは別に、この「大計帳式」がそのようなものとして理解し得る余地があるかどうかという点を、他の面から検討しておく必要があると思われる。史料上における「大計帳」の用例は、管見の及ぶ限り、この『統日本紀』の記事が唯一のものであり、従って直接にその内容を想定することは殆ど不可能と言つてよいが、その手懸りが全くないわけではない。というのは、「大計帳式」と同時に諸国に頒下された他の文書の書式を検討し、それを参照することによって、「大計帳」の内容に一定の推測を試みる事が考えられるからである。その場合「大計帳」に続く二つの文書、即ち「四季帳」と「六年見丁帳」とは現在その書式を知り得ないのであるが、これらはいずれも「大計帳」を勘会する為の附随的文書と考えられるから、^②ここでの検討の対象からは一応除外しておいて差支えあるまい。また「青苗簿」と「輸租帳」とは、後述するように、両者対応して当年の損田及びそれにもなう田租・課役の減免を検すべく、その作成を命じられたものであるが、林陸朗氏も言われるように、^③前者は田の損得に關しては、後者の記載を勘会する為の機能を持つにとどまるものであり、この面での主たる文書はあくまで「輸租帳」であることは明白である。従つてこの「輸租帳」こそ、「大計帳」と並び立つ獨立した文書として、その書式を参照すべきものといわねばならない。

「輸租帳」Ⅱ「租帳」の書式は延喜主税式に見えるところであるが、そこに「惣合郷帳・会郡帳・惣合郡帳・会国帳。」と説明されていることがまず注目される。そのうち「郷帳」については名称のみで特別の書式が示されてはおらず、以下

に述べる「郡帳」の内容に照らしても、恐らくは「郡帳」作成過程の中に吸収されてしまうものであって、京進される文書ではなかったものと思われる。問題は「国帳」と「郡帳」とであるが、そのうちの「国帳」とは、主税式の書式によって明らかのように、国内管田の総計とその諸種の内分け、及び当年の損田・得田の状況と輪租穀額・輪地子稲の額などを記した一國の統計的文書である。それに対して「郡帳」は、主税式に「件国帳様郡准此。但不輪半輪等交名具注如左。」と記し、さらにその交名部の書式が付け加えられているように、損戸の戸主姓名を損田額の割合によって列挙した点に特色があり、その意味で一種の歴明文書と見做し得るものである。かかる「国帳」と「郡帳」とが一体となって全体としての「租帳」を構成し、毎年京進されることとなっていたのである。

延喜主税式によって知られる「租帳」の以上のような構成内容は、実は天平年間にも遡らせて考えることができる。既に前節でも取り上げたように、正倉院文書中には天平十二年十一月廿日付の所謂「遠江国浜名郡輪租帳」が存在しているが、これこそ主税式にいう郡帳に外ならない。これが一郡毎に成巻された文書であることは、表題に「遠江国浜名郡租帳 夾名帳」とあり、同じく継目裏書にも「遠江国浜名郡租帳歴名」とあることなどによって明白であるが、その書式も全体としてはほぼ主税式のそれと同様と言える。しかも重要なことは、同文書が明確に「租帳 夾名帳」或いは「租帳 歴名」と称されている点であり、これによって同文書の正確な名称が知られると同時に、それが「租帳」を構成する一つの部分に過ぎないことが確認される。即ち天平十二年の遠江国では、浜名郡を始めとする各郡の「租帳 歴名」（「租帳 夾名帳」）に加えて、さらに別種の「租帳」が作成されたことが知られるのであり、それこそ延喜主税式に見える一國全体の統計文書としての「国帳」に外なるまい。前節で考定した「大帳」Ⅱ「計帳」の例、さらには正税帳の例などから考えて、それは恐らく「租帳 目録帳」と称されたものと思われる。さらにこの浜名郡租帳歴名で注目されるのは、その冒頭に「浜名郡依式造天平十二年輪租帳事」と明記されている事実である。これによって、以上見たような天平年間の「輪租帳」の構成内容は、延喜主税式に見ると同様、明確な「式」の存在によって規定されていることが知られるが、この「式」こそ、養老元年に

「大計帳式」と共に諸国に頒ち下された「輪租帳式」そのものではなかつたらうか。

以上の検討によつて、問題の「輪租帳式」が一部毎の「租帳歴名」と一國全体の「租帳目録」とも称すべき文書とから成り立つものであつたことが知られたが、養老元年当時、このような「目録」と「歴名」とを一体とする觀念が既に存在してゐたとすれば、同時に頒ち下された「大計帳式」もまた、同様の形態をとるものであつたことが十分に考えられてよいであらう。その際考えて見るべきことは、養老元年を降ることわずかに九年に過ぎない神龜三年において、既に「目録」と「歴名」とを一体として「大帳」（一）「計帳」と称する制度が行なわれていたと見られる点である。この九年間にさらに書式の改定があつたかどうかは、輪租帳の場合と同様、不明という外ないが、少なくとも現存の史料にはそのような事實は全く見えてはおらず、とすれば、従前の計帳を整備・改定した養老元年の「大計帳式」頒下によつて、このような内容の計帳制度が確立された可能性は極めて大きいものと言えるのではなからうか。何分にも直接的な史料がない為に、いささか不十分な点もあらうかと思われるが、以上の検討を以て、養老元年の「大計帳式」の頒下こそ、私見の如き「大帳」（一）「計帳」制度の始行を示すものと見ておきたい。これ以上の追求は、「大計帳」以下の諸式が頒下されねばならなかつた当時の事情を検討することによつて行なう外ないが、それはまた次の新たな課題、即ち「大計帳式」の頒下によつて、従前の計帳制度がどのように改められたのかという問題とも関係することにならう。

養老元年五月廿二日、「大計帳式」が諸国に頒ち下された事情については、これを直接に物語るものはないが、『続日本紀』靈龜二年四月乙丑条に見える次の記事が、恐らくこれと関連するものとして注意されるべきであらう。

詔曰。凡貢調脚夫。入_レ京之日。所可親臨。察_ニ其備儲。若有_レ國司勤加_ニ勸課。能合_ニ上制。則与_ニ字育和惠。爾_ニ清所部_ニ之策。不_レ存_ニ教諭。事有_ニ闕乏。則居_ニ撫養垂_レ方。境内荒蕪之科。依_ニ其功過。必從_ニ黜陟。又比年計帳。具言如_レ功。推_ニ勸物數。足_ニ以掩_ニ身。然入京人夫。衣服破弊。菜色猶多。空著_ニ公帳。徒延_ニ聲譽。務為_ニ欺誑。以邀_ニ其課。國郡司如_レ此。朕將何任。自_レ今以去。宜_ニ恤_ニ民。隱_ニ以制_ニ所委。仍錄_ニ部内豊儉農桑增益_ニ言上。

これによれば、まず靈龜二年以前から「計帳」と称される文書の存在したらしいことが知られるが、その「計帳」には極めて虚偽が多く、入京の貢調脚夫の衣服や顔色に窺われる疲弊の様は、その「計帳」から推勘される百姓の生活状態とは著しくかけ離れていることが指摘されている。詔文中には「此年計帳。具言如功。推勸物教。足以掩身。」と述べられているが、国司の功と言えば、考課令国郡司条に示される如く、「戸口増益」及び「勸課田農。能使豊殖」しむることであるから、ここに言う「空著公帳」とは、実際以上に戸口、とりわけ課口の増益を多く記すことであつたと思われる。尤、何故それが百姓の「足以掩身」ることを推定させることになるのか、いささか疑問ではあるが、律令国家の儒教的支配理念からすれば、そのような戸口の増益は、文中にも見る如く、百姓を撫養し、農桑を勸課し、民隱を恤むという国司の徳政によって齎されるはずのものであつたから、かく言われたのであろうか。それはともかく、そのような計帳の虚偽の増大の結果、文書面と実態との隔差が中央政府の目にとまるところとなり、かかる詔が出されることとなつたのである。

さてこのように靈龜二年四月の時点において、「計帳」の不実が特に問題とされている事實は、翌養老元年五月の「大計帳式」頒下の意図が奈辺に存したかを示すものではなからうか。即ち「大計帳式」の頒下とは、従前の計帳にまま見られた実態との乖離を無くし、人民支配の正確を期する為に、改めてより精密な内容の書式を制定・施行したものではなかつたかと思われるのである。この点については、さらに「大計帳式」と同時に頒下された「青苗簿式」及び「輪租帳式」についての事情を検討することによって、一層明らかなものとなるであろう。

両帳の式が諸国に頒ち下された養老元年五月廿二日に先立つことわずかに十日余り、同年五月十一日には、次のような勅が発布されている。^⑤

勅。准令。田有水旱蟲霜不熟之处。国司檢実具録申官。今国司檢実之日。或不遭水旱。妄録損五分失充倉之实。或全得管糧。欺加損田虚申官之帳。良由国司存檢校。致有如此損失。清廉之道豈合如此。自今以後。国郡宜造苗簿。日必捨

其虚。造租帳一時全取其実。若不_レ加_レ檢察。致_レ有_レ隱欺。准_レ事条數即解_レ見任。主者施行。

この勅に見るように、賦役令水旱条には、自然の災害によって生じた損田の割合に依じて、田租及び課役を免すべき規定が存在するが、この養老元年当時、国司による損田の申告は、彼らの意識的な、或は怠慢に基づく虚偽が無視し難いような実情にあったわけであり、このような状態に鑑みて、以後特に「苗簿」即ち「青苗簿」と「租帳」との実に基づいた作成が命ぜられることとなったのである。廿二日の「青苗簿式」及び「輪租帳式」の頒下はまさにこの勅を承けたもの外ならず、それらが国司の損田申告における実態との乖離を排せんが為に、新たに詳密な書式を以て諸国に下されたものであることは、もはや論ずるまでもないことであろう。

「青苗簿式」及び「輪租帳式」の頒下をめぐる事情がそのようなものであるならば、先に「大計帳式」の頒下について考察したところも、さらに一層確かなものとなる。詔勅の発布と式の頒下との間の関係が、前者ほどには密接ではないにしても、その間わずかに一年に過ぎず、やはり前年の詔を承ける形で、この養老元年の「大計帳式」頒下が行なわれたものと見るべきではなからうか。このように養老元年の諸式の頒下は、いずれも国司に対する一層の監督強化と、地方行政の徹底を意図して行なわれたものと考えられるが、実はそのような意図はここにおいてのみ見られるのではなく、靈龜年間から養老初年の諸政策に特に一貫して見られる注目すべき傾向であったのである。

まず最も注目すべき施策は靈龜元年の郷里制、及びそれに伴う郷戸・房戸制の実施であるが、これが従来行政単位をさらに細分し、地方行政における統制を強化することによって、ようやく動搖の兆を見せつつある支配体制を再編・強化せんと図ったものであることは既に明らかにされたところである。さらにまた同じく靈龜元年五月一日に発布された所謂「土断法」についても、これと一連の關係を持つ同様の施策であったと見做すことができる。それについては、既に別稿で律令国家の浮逃対策を論じた際に述べたので、ここでは簡単に結論を記すに留めるが、それは従来言われるように浮逃の当処編附を認めたものではなく、検括した浮逃を編附せず、従って口分田を班給しないままに特殊の名簿に録して

調庸を徴収し、その確保を図ると同時に、かような苛酷な処置を採ることによって浮迷の発生を抑え、さらにはその本土走還を促そうとするものであった。そのような処置が里制から郷里制への切り換え、及びそれに伴って遅延を生じているらしい^⑤和銅七年造籍の真只中で実施されたことは重要であり、そこにはやはり、和銅年間の浮迷の増大に対処して、地方行政の統制を強化しようとする意図が濃厚に見出されるのである。この「土断法」発布と同日の『統日本紀』の記事に、特に国郡司に対して百姓の撫育教導に務むべきことが三等の功過を以て督励され、さらに諸国百姓の往來の過所には、以後国印を必要とすることが規定されているのも、併せて注意すべき事実である。さらにはまた、養老元年を中心とする前後の時期には、特に調庸制の整備についての顕著な動きが見られるが、これもこの時期の一連の施策につながるものと見てよいであろう。

このような動向の中で「大計帳式」もまた、先に述べたような意図を以て諸国に頒ち下されたものと見られるが、この事實は「大計帳式」頒下における改定の内容を考える上においても、極めて有益な示唆を与えるものである。即ち、それが靈龜二年の詔によって指摘された従前の計帳の不実に対して、そのような問題を取り除き、人民支配の正確を期する為に改めて行なわれたものであったとすれば、その改定とは、先に「大計帳」の内容を構成すると考定した「目録」と「歴名」の中、後者の方により深くかわるものであったと見做し得るものではなからうか。さらに言えば、従前京進されていた「計帳」とは、一国全体の統計的文書としての「目録」に相当するものであり、そこにまま見られた虚偽を正し、その内容を裏付ける為に、この養老元年に至って始めて「計帳歴名」の作成・京進を命じ、「目録」と「歴名」とからなる新書式を制定したものでなかつたらうか。いささか大胆な考え方のようではあるが、次には大宝令における「計帳」の検討を通じて、さらにこの点の考察を深めることとしたい。

① 早川氏第一節註①論文。

林氏第一節註②論文。

② 例えは『平安遺文』卷十に、補遺の四三号、同四四号として収録された九条家冊子本『中右記』の裏文書を、編者はいずれも「撰津国大

計帳案」と題していることなどにもその例が見られる。

③ 「四季帳」は賦役令鑄符条・同審季条の規定に対応するものであり、課役の減免とからんで、雑任などの計帳への出入を明らかにし、以て計帳の勘会に備えるものである。「六年見丁帳」は未だ明確な内容を知り難いが、その名称から見ても、やはり計帳勘会の為に備えられる一文書と見るべきであろう。

三

計帳に関する令の最も主要な規定は戸令造計帳条であるが、その養老令文、及び古記によって復原され得る大宝令文は次の通りである。

凡造計帳。毎年六月卅日以前。京国官司。責所部手実。具注家口年紀。若全戸不在郷者。即依旧籍転写。并頭不在所由。收訖。依式造帳連署。八月卅日以前。申送太政官。（傍線を施したのは、養老令文と一致する大宝令文。（一）に入れて記したのは、養老令文と相違する大宝令文の字句。）

ここに示したように、古記から復原される大宝令の字句は、二つの部分を除いてよく養老令文と一致している。さらに近江国志何郡古市郷計帳手実の中に「天平二年六月帳」^①、或いは「天平三年六月手実」^②と明記するものがあること、第二表に見た大帳使計帳使の中、大宝令施行期にあたる依網連意美麻呂・大伴宿禰池主・大伴宿禰家持の三人が、いずれも八月、八月中に上道していることなどの点から見て、手実を責う期限、及び太政官へ申送する期限なども、両令一致していたものと考えよう。とすれば、大宝令造計帳条は殆どこの養老令文と大差ないことになるが、ただ一点問題なのは、養老令文の「依式造帳」が大宝令文では「依式造国帳」となっていたことである。他に大宝令文の「里」が養老令文では「郷」に改められているが、これはもともと大宝令文に用語上の不統一があったものを、養老令で画一的に修正した

④ 林氏第一節註②論文

⑤ 『類聚三代格』卷十五、損田并租地子事

⑥ 岸俊男「古代村落と郷里制」（『古代社会と宗教』）。及び同氏はしがき註①a論文。

⑦ 拙稿「律令国家の浮逃対策」（赤松俊秀教授退官記念『国史論集』）

⑧ 岸氏註⑥論文

だけのことと思われる。^④だが「国帳」から「帳」への改定は、そのように簡単には考えることができない。何故養老令では「国」の字を除いたのが問題であるが、よしんばそれが単なる字句の修正に過ぎないにしても、大宝令において、八月卅日までに太政官へ申送すべき「計帳」を「国帳」と称した意味が問われねばならない。

それについてまず思い合わされるのが、先に「輪租帳」の書式を検討した際に触れた、あの延喜主税式における「国帳」であろう。それが正式には「輪租帳目録」とも呼ばれるべき文書であったことは既に述べたが、そのような一國単位に纏められた統計文書を指して、単に「国帳」と称した実例のあることは極めて重要である。その名称からしても凡の想像はつくところであるが、大宝戸令造計帳条にいう「国帳」もまた、やはり一國単位の戸数・口数、輪調庸額などの統計的文書を意味したものではなかったろうか。即ち大宝令で太政官に申送すべく規定している計帳とは、本来そのような文書を指したと見るのであるが、既に早く井上光貞氏も、座談の席ではあるが、そのような考え方を述べておられる。^⑤氏は同条集解所引の古記説を引き合いに出されたのであるが、第一節に引用したように、古記は「国帳」について、まず「国帳」とは「目録」であり、国から太政官へ申送されるのはその「目録」のみであって、戸籍のように里別に巻を為す文書を作成・申送するのではない、とする解釈を施している。ここで注意すべきは、古記が成立したとされている天平十年当時^⑥、明らかに「目録」と、里別に巻を為す文書、即ち「歴名」とが一体として作成・京進される計帳制度が存在していた事実である。にもかかわらず、古記がわざわざこのような注釈を施しているとすれば、それは大宝戸令造計帳条の法意を適確に扱えたものであったのではなからうか。

そもそも賦役令計帳条に、

凡毎年八月卅日以前。計帳至。附民部。主計計庸多少。宛衛士。仕丁。采女。女丁等食。以外皆支配役民雇直及食。九月上旬に前申官。

とあり、さらに同じく雇役丁条に、

凡雇_レ役丁者。本司預計_二当年所_一作色目多少_二申_レ官。録付_二主計_一。續審支配。七月卅日以前奏説。云々

と見えているのによつて一例が示される如く、主計寮では預め諸官司からの報告・申請を受け、当年歳入予定の調庸物を諸種の用途に振り分ける必要があつた。このように計帳とは預め当年の調庸物の額を知り、それによつて一年の国家予算をたてる為に必要な文書であり、さらには調庸収奪の爲の全国の口数、とりわけ課丁数の推移を把握する爲の文書であつた。とすれば、そのような目的の爲には本来「目録」のみで事足りるのであり、戸籍と同様に各戸毎の成員の姓名・年令等を書き上げた「計帳歴名」は、「目録」に上げられた数字の具体的内容を確認するという以外、中央においては殆ど意味を持たないものであることが注意されねばならない。基準とすべき全国的人民台帳としては、六年毎に作成される戸籍で十分であつたのではなからうか。

このように見てくるなら、大宝令に京進するべく規定された計帳、即ち「国帳」が後の「大帳目録」に相当するような文書であつたことは、殆ど疑いなしと思われる。とすれば先に「大計帳式」の頒下について考えられたところは、一層の確かさをもつて来るように思われる。即ち靈龜二年以前においては、大宝令の規定に従つて、一國全体の戸数・口数・輪調庸額についての統計的文書のみが京進されていた。しかし数字のみを上げたそのような文書は、靈龜年間頃には往々にして公民の掌握上正確を期し難くなり、それが爲に養老元年、新たに「計帳歴名」を作成・京進させることとし、「目録」と「歴名」とを一体とする新たな書式、即ち「大計帳式」が整えられるに至つたのである。養老令において「国帳」を単に「帳」と改めたのは、或いはこの間の事情を物語るものではなかつたらうか。

しかし問題はまだ残る。というのは、先述の靈龜二年四月の詔によつて、一応同年以前に「計帳」が作成・京進されたことは認め得たが、それが大宝令施行と同時に作成され始めたものかどうかは未だ不明だからである。ここに靈龜二年以前の「計帳」が後の「大帳目録」に相当するような統計的文書であつたことを認定した上で、改めてその実際上の始期を考察する必要が生じてくる。

従来、計帳作成の実際上の始期を明確に論じた論考は殆ど無いといってよいが、かつて岸俊男氏は、養老元年の大計帳式頒下を参考として、「現存する神亀・天平頃のような少なくとも形式的に完備した計帳が造られるに至ったのは、養老頃からではなかったかと考えられる。」と述べられた。^⑦ これはその限りに於いて結論的に本稿の見解と一致するものであるが、氏はまた別に、現存「計帳歴名」・「計帳手実」に見える逃注記の年次が和銅元年を最古とすることを理由に、計帳の実際上の始期をその頃に求める可能性を示唆されている。^⑧ しかしながら氏のこのような指摘は、その「計帳」の概念規定があまり明確でないことは今は措くとしても、その取り上げられた史料の性質から見ても、いささか問題があるように思われる。何故なら、現存京畿計帳の逃注記が戸令戸逃走条の三周六年法による除帳規定を全く無視した、それ自体極めて特殊な在り方を示していることが全く考慮されていないからである。和銅元年の逃亡は、神亀三年の雲上里計帳歴名に一例、^⑨ 天平五年の愛宕郡計帳歴名に三例見出されるが、前者の場合は十八年、後者の場合は廿四年間も除帳されないままに留められている。従ってこの逃亡年次を問題とする場合には、まずそのような状況が計帳上にあらわれるに至った理由を明らかにし、その逃注記の持つ意味を確かめることから始めねばなるまい。但しこの問題は論ずるところ多岐に渉るので、ここでは最古の逃亡年次が和銅元年であるという点についてのみ簡単に私見を述べることとするが、それは既に指摘されてもいるように、その年次の逃亡から除帳処置が停止されたと思ふべき性質のものと考える。即ち和銅元年の逃亡は、それが同年の造帳時に把握されたものなら和銅七年、翌二年の造帳時に把握されたものなら靈龜元年に各々除帳される筈であったが、その頃逃亡後滿六年を経過した浮逃を令の規定通りには除帳しない処置がとられることとなり、その結果、現存「計帳歴名」においては、恰も和銅元年頃から計帳の逃注記が始まったかのような観を呈するに至ったのである。^⑩ 現実に京畿計帳の逃注記が戸令の除帳規定を無視することによって存在している以上、その最古の年次和銅元年の意味するところはこのように把握すべきものと考えられ、従ってこの逃亡年次の問題は、計帳制度の実際上の始期を検討する素材とは成し難いのである。その点次に述べる所謂「陸奥国戸籍」は、八世紀最初期の計帳制度を考える上に極めて貴重な素材を

提供するものではあるまいか。

所謂「陸奥国戸籍」残簡については、岸俊男氏が大宝二年の陸奥国戸籍が美濃型であったことを証するものとして、積極的に取り上げられて以来、特に昭和三十年代初期には多くの論考が相繼いで公にされ、律令制初期の籍帳制度、及び村落の実態にかかわる史料として重視されてきたことは周知のところである。その公文書としての性格について、現在までに明らかにされ、ほぼ共通の認識となっていると思われるのは、

①、本文書は陸奥国に関するものであり、陸奥国で作成・京進され、やがて天平十五年頃、民部省から反古として金光明寺写経所に払下げられ、そこで紙背が利用された結果、今日正倉院文書中に伝存したものであること。^⑩

②、本文書は和銅元年の編戸・造籍と密接な関連をもって作成されたものであり、従ってそれは和銅元年頃の作成にかかわるものと考えられること。^⑪

③、本文書は和銅元年籍より一比前の造籍、即ち大宝二年度の造籍以後、和銅元年に至るまでの戸及び戸口の変動を集載した「戸口損益帳」と称すべきものであること。^⑫

の三点であるが、かかる基本的認識の上立って、さらに本文書の作成手続き、及び作成目的などの点が問題となる。本稿との関係においては、同文書に示された各戸毎の変動の記載が、後の「計帳歴名」や「計帳手実」に見られるような別項記載を取り纏めたものと既に指摘されていることが注意されるが、これまで述べてきた私見に照らしても、そのような見解には全く従うことができないものである。尤、仮に当時の「計帳手実」にも類似の別項記載があり、国衙ではそれによってこの種の文書を作成したと見るならば、靈龜二年以前には後の「計帳歴名」に相当する文書がなく、ただ後の「目錄」に相当する文書のみが計帳として京進されたという私見も、何ら矛盾なく成立し得ることになるが、恐らくそのような考えも事実反しているであろう。以下この点について考えるところを述べることにしたい。

同文書の記載が計帳別項を累加記録したものであるとの指摘は、特に村尾次郎氏の強調されたところであるが、岸俊男^⑬

氏も一応同様の指摘を行なっておられる。^①ただ岸氏の場合、大宝二年戸籍における美濃・陸奥型と西海道型との書式の相異が、淨御原令と大宝令との相異に基づくと考えられることとの関係もあり、後述する如く、必ずしも同文書の記載を計帳別項の集積とのみ見做す必要のないことを述べておられる。^②その点にやや不明確さが感じられもするが、それはともかくとして、そのような指摘の根拠は、戸口損益帳の異動の記載様式と計帳別項のそれとの類似、とりわけ兩者とも生益についての記載を含まないという特徴的な一致を示すことにある。しかしそのような表面上の類似を指摘する前に、まず考えてみなければならぬことは、何故戸口損益帳が生益者の記載を含む必要がないかということであろう。もしそこに戸口損益帳独自の理由が見出されるならば、もはやその記載を特に計帳別項の集積と見做すべき必然性は無くなるものと思われる。^③

そもそもこの問題は、同文書が如何なる目的で作成されたかという点と深く関わることであるが、まず第一に注意されねばならないのは、それが陸奥国から太政官へ申送された文書だという事実である。この点よりして、それは和銅元年造籍の準備資料というよりは、むしろ中央における戸籍勘会の為の資料と見做すべきものではなからうか。戸令造戸籍条に「其籍至^④官。並即先納後勘。」とあり、同籍送条の古記が「郡別勘籍雜掌在耳」と述べているように、京進された戸籍は民部省において先籍と対比較勘されたわけであり、この戸口損益帳はその際に必要な文書として、戸籍に添えて京進されたものと考えられる。同文書は和銅元年の編戸によって新たに確定された戸を基準として、即ち編戸の結果生じた新しい里の編成に従って纏められたものであるが、その点もまた、同文書が中央での戸籍勘会に用いられる資料として適合的でありこそすれ、矛盾するものではない。

戸口損益帳の作成目的が以上の如く考えられるとすれば、同文書に生益者の記載が含まれていないことは、いわば当然のこととして理解し得るところではなからうか。というのは、大宝二年籍後の生益者は全て和銅元年籍では六歳以下であり、戸口損益帳によって検するまでもなく、彼らが前籍後の生益者であることは自明のこととして処理し得るからである。^⑤律令国家にとって問題なのは既に前籍に登載された者のその後の異動、及び隱首・括出等であり、その実態を纏め記

した文書があれば、それで事足りたものと思われる。このように、戸口損益帳が生益者の記載を省略したことにそれなりの理由が認められるとすれば、先にも述べた如く、もはや同文書が計帳別項記載を累加記録したものと、特に考えるべき理由はないように思われる。むしろ両氏とも触れておられるように、この陸奥国戸口損益帳と同種の文書と見られる天平五年の右京戸口損益帳^②において、割往者に

上件二口^{割付}以天平三年帳割往左京五条四坊戸主鳥取連嶋麻呂^{大物位下}附

というような、異動年の計帳^{シ、ン、シ、ン}に基づく注記の見られることが極めて重要であろう。これに対して陸奥国のそれは、死亡こそその年次を明記するものの、その他の移出・嫁出往などについては、

○大宝二年籍後移出里内戸主大伴部意弥戸主為甥

○大宝二年籍後嫁出往都内郡上里戸主君子部波尼多戸戸主同族阿佐麻呂為妻

というように、漠然と「大宝二年籍後」というような表現をとるに過ぎない。これは岸氏自ら「年次の明らかな計帳によって異動を書いていくらしくない」と言われているように、^②同文書が既に存在する計帳別項を累加記録したのではないことをむしろ積極的に示すものと言わねばならない。

ではそれは、和銅元年以前において、計帳と称されるべき何らの文書も存在してはいなかったことを意味するのであるか。この点についてさらに考えてみなければならぬのは、移出・嫁出往などの漠然とした注記の在り方に対して、死亡のみが何故その年次を明記されているかということである。死亡以外の異動についても、もしその年次が正確に把握されていたなら、当然右京戸口損益帳のようにそれを明記したであろうから、この事實は、死亡とそれ以外の異動との間に、それが発生した時点における国衙での取り扱い上の違いがあったことを推定せしめる。端的に言うならば、死亡などはその都度、正確に国衙で把握・記録されたに對し、移出や嫁出往などの異動は、そのようなことが厳密には行なわれていなかったことを示すものであり、それが故にこそ、「大宝二年籍後」というような漠然とした注記しか行ない得なかったもの

と思われる。では両者の間に何故そのような違いが生じたのであろうか。この点にこそ、当時の計帳制度の實際を窺い知る重要な鍵があると言わねばならない。

まず当時は「計帳歴名」の作成などは勿論のこと、令の規定通りに「計帳手実」を賣うことさえ満足には行なわれていなかったらしいことが推測される。何故なら別項記載の有無などにかかわらず、連年の「計帳手実」が存在する限り、死亡以外の異動もその年次を正確に把握できたはずだからである。しかしそれにもかかわらず、死亡のみはその年次が正確に把握されている。このような事實は、和銅元年以前において、後の「大帳目録」に相当すべき文書のみが作成・京進されてきたとみて、始めて理解し得るところとならう。というのは、死亡は一国の統計的文書としての「目録」上において、その数字に変動を及ぼす類の異動であるのに対し、移出や嫁出往などは、それが一国一郡の範囲で行なわれる限り、国郡全体の口数には何らの変化も齎さず、従って「目録」の表面には全然現われてこない異動だからである。延喜主計式に掲げられた書式では、「口若干割附『某国』」「口若干女出嫁『某国』」「口若干移郷」などの項目が見られるが、これらはいずれも国の範囲を越え、或いは郡の境界を出でての移動を意味しており、郡内のそのような動きを示す項目は、同文書の性質からして有り得ないのである。現存の陸奥国戸口損益帳断簡に見える移動は、全て同一郡内・同一里内に留まっており、よってそれは、毎年の「計帳」(「目録」)の上には全く表わす必要のない異動であった。従って毎年の造帳時には、国郡司らは基本的に一国一郡内の口数に変動を齎すような異動のみを調査すれば事足りたわけであり、それらについての記録は必然的に国衙に保存されることとなったであろう。この点にこそ、現存の陸奥国戸口損益帳断簡において、死亡のみがその年次を明記され、移出や嫁出往などが漠然と「大宝二年籍後」というような表現をされることとなった理由があったのであるまいか。

以上、陸奥国戸口損益帳についての検討の結果、大宝令に毎年京進するべく規定された計帳が、後の「大帳目録」に相当するものだという叙上の見解が裏付けられると同時に、さらにそのような内容での計帳が、実際にも大宝令施行後すぐ

には行なわれていたであろうことが推定されたように思う。これによって、計帳制度の変遷に関する以上の私見は一層強化されたものと思うが、少なくとも同文書が私見と矛盾するようなものではないことだけは明白である。さらにまた、ここで少なくとも令の規定が十分には行なわれていなかったらしいことが推定されたことは重要である。恐らく国郡司らは前回の戸籍を基準としながら、必要な限りでその後の異動を毎年調査し、統計文書としての「計帳」を作成・京進したものであろうが、とすれば、律令制初期の個別人身支配にとつて、六年一度の造籍と、その籍年間の異動を具体的に取り纏めたこの戸口損益帳のような文書との存在が、極めて大きな意味を持つものであったことが改めて認識されるところである。

① 『大日本古文书』一一三九一

② 『大日本古文书』一一四四〇

③ 出雲国計会帳によれば、天平五年の同国大帳使依網連意美麻呂は、八月十九日付の多数の公文を帯びて発遣されている。恐らく同日か、それとあまり隔たらない時期に同国を発ったものである。また『万葉集』卷十七・三九六〇・三九六一の左注に、「右以天平十八年八月、孫大伴宿称池主附大帳使赴向京師。」と見え、さらに同じく卷十九・四二五〇の題詞に「便附大帳使取八月五日応入京師。」(中略)千代大伴宿称家持作歌一首」とあって、天平十八年の大伴池主、天平勝宝三年の大伴家持いずれも八月に上道していることが知られる。

④ 表示した通り、養老令では、雑令度地条の長さの単位としての「里」を除けば、あとは必ず行政単位としての意味においてのみ「里」の字を使用しているが、それに対して「郷」の字は、例えば「寛郷」「狭郷」(田令寛郷条など)、「郷土」(田令口分条など)「郷之老者」「狭飲酒礼」(儀制令春時祭田条)などのように、漠然と地方、郷土とい

養老令における里の用例

戸令	為里	条以五十戸為里。每里置長一人。
〃	定郡	条郡以廿里以下。十六里以上為大郡。
〃	取坊令	条若当里当坊無人。聽於比里比坊簡用。
〃	戸逃走	条三等以上視。謂同里居住者。
〃	造戸籍	条里別為卷。(中略)總皆注其郡其里其年籍。
〃	録寡	条若無近親付坊里安恤。(中略)付村里安養。
賦役令	調皆隨近	条具注國郡里戸主姓名年月日。
〃	丁匠往來	条付隨便郡里。
〃	調物	条立牌坊里。
〃	斐陀	國条每里。点匠十人。
〃	度地	条度地。五尺為步。三百步里。

註①『令集解』古記によれば、大宝令では「付坊里」となっていたことが知られる。すぐ上に「当界郡司」とあるのによつて「坊」を「村」に改めたものであろう。

った意味で使われるのが普通である。公式令詔勅頒行条に「凡詔勅頒行。因百姓事者。行下至郷。皆令里長坊長巡歷部内。云々」とあるのなどは、そのことを最も端的に示すものであるが、それに対して

大宝令では、古記による限り、戸令居狹条に「狹里」と見え、田令寛郷条に「狹郷」とあるように、後者の一般的な意味での使用法に「郷」と「里」の不統一が見られるようである。この造計帳条の「里」などは、あるいは厳密な行政単位としての「里」であったのかも知れぬが、養老令編纂時の修正では、恐らく、明確に行政単位とは断定し難いような「里」は全て「郷」の字に改めてしまったものと思われる。(なお僧尼令取違子条、厩牧令軍団官馬調習条、捕亡令囚及征人条には「郷里」なる用法が見られ、集解の散失してしまった捕亡令を除いては、いずれも古記によって、大宝令でも「郷里」と記されていたことが知られる。それについてもまた、必ずしも厳密な行政区画を意味するものとは見ない方がよいように思われる。)

- ⑤ 『戸籍・計帳』(中) (『日本歴史』一五二)。
- ⑥ 古記の成立年代については、岸俊男氏によって、一応天平十年正月～同年三月の間まで狭められている(班田図と条里制)——『魚邊先生古稀記念国史学論叢』所収。しかし野村忠夫氏が特に強調されているように(『令集解雑感』——『新訂増補国史大系』月報39)、現在の令集解諸説の成立年代指定の手續きは、根本的な再検討を必要とするようであり、古記の成立年代についても一応の目安として理解されるものである。
- ⑦ 岸氏はしがき註①a 論文
- ⑧ 岸氏はしがき註①b 論文の補注②
- ⑨ 『大日本古文書』一一三五—
- ⑩ 『大日本古文書』一一五二—五二二
- ⑪ 後述するように、山背国愛宕郡計帳匿名の本体は天平四年度のものであるから、廿四年間となる。
- ⑫ 原島礼二「京畿計帳の逃注記について」(同氏著『日本古代社会の基礎構造』所収)

⑬ 戸令戸逃走条集解によれば、三周六年の除帳期限については、逃亡の月日にかかわらず逃亡年を第一年とし、四年(七年)の計帳に至って除くという説と、必ず三度(六度)の計帳を経て、次の計帳時に除くという説とがある。私は出雲国計会帳に「神亀五年以来逃亡帳」と並んで「逃亡満六年帳」なる文書の見えることよって、後者の見解を採用するものである。さらに現存「計帳匿名」に見える和銅元年の逃亡が実際に除帳されるはずであった年次は、靈龜元年であったと考えているのであるが、計帳の逃注記については別に詳論するつもりであり、論理的には二つの場合が有り得るので、ここでは一応両者併記する形をとった。またここで除帳というのは勿論「計帳匿名」の存在を前提としているのではない。第一節で詳論したように、「計帳」の語は「手実」から「目録」まで、その全過程に渉る幅広い内容を含むものであり、従って除帳とは、一般的に「計帳」による支配の対象から除外するという意味に外ならない。「計帳匿名」が作成されるようになる以前にあつては、後述するように、国衙段階では前回の戸籍が公民支配上の基本的役割を果したものであるが、それを基にして、年々京進される人民動態を数的に表現した目録様文書から、逃亡後満六年を経過した浮逃が数的に「除帳」されたと見て一向に差支えない。そのようにして国衙で掌握されていた浮逃が、「計帳匿名」の作成が義務づけられた養老元年以後は同文書に注記され、その際、既に行なわれていた除帳処置の停止によって、和銅元年以来の浮逃が一挙に「匿名」上に注記されることになったものと思われる。

- ⑭ 『大日本古文書』一一三〇五—三〇八
- ⑮ 岸氏はしがき註①b 論文
- ⑯ 虎尾俊哉「所謂「陸奥国戸籍」について」(『歴史』九)
- ⑰ 岸氏はしがき註①b 論文
- ⑱ 村尾次郎「所謂「陸奥国戸籍」に現われた辺地村落の状態」(『芸

林』七—三)

同氏「陸奥國戸口損益帳斷簡二紙片の配列—岸俊男氏に問ふ—」

『統日本紀研究』三—八)

虎尾氏「再び所謂『陸奥國籍』について」(『歴史』十三)

今江広道「所謂『陸奥國戸籍』殘簡について」(『書陵部紀要』九)

岸氏「所謂『陸奥國戸籍』殘簡調査概報」(『書陵部紀要』十)

⑬ 本文書が陸奥國のものであることを確認し得る点については、岸氏

註⑨第二論文。同文書が京進されて以後の経路については、岸氏はし

がぎ註①C論文。なおこれらの公文類を一括して金光明寺写経所に私

下げた官司については、氏はさらに中務省の可能性を上げておられる。

⑭ 今江氏も言われるように(同氏註⑨論文)、本文書作成の基準時は和

銅元年の編戸時であるが、それが実際に作成されたのはいつか厳密に

は明らかではない。

⑮ 虎尾氏は、本文書を和銅元年戸籍の代用 \parallel 准籍であるとされる(同

氏註⑨論文)が、後の記述によって明らかのように、私は氏説に賛意

を表し難い。

⑯ 村尾氏註⑨第一論文。

⑰ 岸氏はしがぎ註①b論文。

⑱ 大宝二年籍に見られる二つの様式を淨御原令と大宝令の相違に求め

る見解は、つとに川上多助氏の示唆されたところである(同氏はしが

ぎ註①論文)。岸氏はさらに、同年の陸奥國戸籍が美濃型であること

を推定せらるるに及んで、その見解を積極的に繼承し(同氏はしがぎ

註①a論文)、以後西海道戸籍に関する注目すべき事実を明らかにさ

れて、その点をさらに補強しておられる(同氏はしがぎ註①e論文)。

その場合、陸奥國戸口損益帳が連年の計帳別項の記載様式に拠ったと

すれば、和銅元年頃まで、陸奥では淨御原令による書式が計帳にも適

用されて行なわれたという難点を生じることとなる。そのような関係

もあり、氏は、後述する右京戸口損益帳の記載と同文書の記載との相

異、養老元年の大計帳式の頒下、或いは現存計帳歴名・手実の逃註記

の逃亡年次に見られる特徴などを挙げて、必ずしも同文書の記載を計

帳別項記載の累加とのみ見る必要のないことを述べておられる。

⑳ この点にまさしく注目せられたのは虎尾氏である(同氏註⑨第一論

文)。しかし同文書を和銅元年籍の代用 \parallel 准籍とされた氏の所論には

従い難い。

㉑ それが中央における戸籍勘合の資料であることを積極的に主張して

おられるのは今江氏である(同氏註⑨論文)。ただ私は、同文書が和

銅元年造籍に利用された可能性を全く否定するのではない。そのよう

な可能性を仮に認めても、同文書の基本的作成意図が、中央での戸籍

勘合にあったことを主張するのである。

㉒ 大宝二年籍と和銅元年籍に戸主の変動がなく、ただその戸口につい

てのみ異動がある場合、同文書では

戸主三枝部母知戸

戸主弟諸忍年卅六

戸主姑古奈年六十三

戸主古部加石石卅四

戸主古部古氏弥戸主子今

為戸主

正丁

上件二人大宝二年死

正丁

大宝二年籍戸主古部古氏弥戸主子今

為戸主

正丁

大宝二年籍戸主古部古氏弥戸主子今

為戸主

のように、いきなりその異動の註記を附す。

㉓ 勿論、生益者がさらにその後他戸に移動するという複雑な場合も想

定し得る。実例を上げれば、山背國愛宕郡雲下里計帳歴名の出雲臣広

足戸別項に、

大石主寸百嶋年參歳 緑子

宋人阿美売年肆拾壹歳

(中略)

右七人割来附余部郷戸主穴人荒海戸口

と見えているのがそれであり、大石主守百嶋は神亀元年に生まれ、次の籍年(神亀四年)以前にさらに移動している。しかしこのような場合にも、本文中に穴人阿美亮が「母」と記されている如く、前籍後の生益者は結局新籍ではいずれかの戸に属し、戸主または他の戸口との続柄を註記されて現われてくるのであるから、全く問題はないことになる。律令國家にとっては、生益者がどこで生まれたかなど問題ではなく、それが確実に戸籍に登録され、所属戸、姓名、年令、戸内での続柄などが把握できていけばよいのである。

②⑦ 現存の戸口損益帳断簡には、隠首・括首など、前籍登録者以外の異動が見られぬが、それが本来記載対象外であったかどうかは断定できない。或いはそれらについてはさらに別簿が作成された可能性もある。

四

前節までにおいては、養老元年の「大計帳式」の頒下を軸として、八世紀初頭以来の計帳制度の変化の在り方を論じてきたのであるが、ここでは最後に、養老元年を以て制定された「目錄」と「歴名」とからなる計帳制度のその後の推移の方向について簡単に見ておきたいと思う。それについてまず注意されるのは、正倉院文書中の所謂「讚岐国戸籍」①④「因幡国戸籍」②などの文書が、戸籍というよりはむしろ計帳である可能性が指摘されていることである。他に同類の「国郡未詳戸籍」も含めて、これらはいずれも八世紀後半の文書と考えられるが、それらの中で最も計帳である可能性の強いのは「讚岐国戸籍」である。これらが計帳であるとすれば、それは勿論「計帳歴名」に相当するものであるが、讚岐のそれがごくわずかの断簡に過ぎぬ為、比較的よく遺存している「因幡国戸籍」について神亀・天平年間の「計帳歴名」と比

(後の大帳枝文には、それらの諸帳が存在する。)

②⑧ 『大日本古文书』一—五〇二—五〇四。

②⑨ 岸氏註①b論文

③⑩ 今江氏は、陸奥国戸口損益帳の記載が全て大宝二年籍への注記に基づくものとされている(同氏註⑩論文)が、必ずしもそう考えねばならない理由はないように思われる。ただここに述べた死亡などの異動の記録は、或いはそのような形で行なわれたかも知れない。

③⑪ 陸奥国戸口損益帳は、その註記に「郡内郡上里戸主」「里内戸主」などに見えることよって、恐らくは里別に、或いは郡別に成巻された文書であったと思われるが、同じ「移出」・「嫁出往」などでも、他国・他那へのものであれば、その移動年次は明記されたのではなからうか。

べてみれば、戸毎の統計部や別項記載のないこと等、既にその書式の簡略化が見出される。尤も、これらは計帳としての確証が無い為、一応の参考にとどむべきものであるが、実はこの「計帳歴名」の簡略化という傾向は、また別個のより重要な形をとって、早くも天平初年には始まりつつあったようである。

第一節で天平五年の「右京計帳」について触れた際、それが各戸提出の「手実」を京職で継ぎ合わせ、当年の「計帳歴名」に代用したものであることに注意しておいたが、そこには明らかに、京職で「計帳歴名」の作成を省略しようとした意図が見出される。さらにまた、同じく天平五年のものとされる山背国愛宕郡計帳歴名にも、それとは違った形での一層甚しい省略の跡が見出される。即ち同文書の本体は国衙に留められていた天平四年度の「計帳歴名」であり、それにその後一年間の死亡などを追記して、天平五年の「計帳歴名」に代用したと考えられる事実である。このようにいずれも天平五年度における「計帳歴名」の作成に、それぞれの形での省略が見られることは、同年が籍年であるという事実と深くかわるものである。戸籍の作成と殆ど変わらない労力を必要とするであろう「計帳歴名」の作成を、毎年、しかも戸籍よりは遙に短期間で行なわねばならぬことは、国郡司にとって非常な負担であったに相違ないが、その為に同文書の作成は、養老元年の「大計帳式」頒下後まだ間もない天平年間において、既に籍年を中心として省略される傾向を見せていたのではないだろうか。

早川庄八氏は、出雲国計会帳において、天平五年八月に当国を出発したのが計帳使ではなく大帳使であり、その持参した文書も、わずかに大帳二巻とその枝文に過ぎぬと述べられて、そこに「計帳」と「大帳」の性質・関係をj知る上での手懸りがあるとされたのであるが、私見によれば、これもやはり天平五年という特殊な年次にかかわるものであったと思われる。「大帳」も「計帳」も同一内容を指す別称に過ぎず、それは「目録」と「歴名」とから成り立つものであったから、出雲国計会帳の記事は、天平五年の同国では、ただ「目録」のみを京進したことを物語るものであろう。即ち同年の出雲国では、右京職や山背国のように、或いは手実を継ぎ合わせ、或は前年度の歴名を利用するといった形での簡略化さえ行

なわれず、当年の「計帳歴名」は全く作成されなかったものと見做されるのである。この出雲国の例を加えることによって、天平五年度の「計帳歴名」作成における以上のような状態は、ほぼ全国的なものであったように考えられるが、「目錄」と「歴名」とを一体として京進する計帳制度は、かかる「歴名」の簡略化、ないしは消滅という方向において次第に衰退していったものと思われる。その終末についてはあまり明確ではないが、延喜主計式にはもはや単に「目錄」の書式が掲げられるのみであり（前述の租帳式と対比せよ）、「大帳」の勘会手続きなどから見ても、九世紀末頃には「歴名」はもう殆ど作成されることが無かったのではあるまいか。『政事要略』卷五十七、交替雑事雜公文の条に上げられた「私案大帳枝文」の中にも、「歴名」は存在せず、単に「目錄帳」のみが上げられていることも参考となるであろう。

このように「計帳歴名」が次第に作成されなくなっていくことについては、単にそれが国郡司らにとっての負担であったと言えども、恐らく「目錄」の各項目毎についての詳細な別文書が整備されていったという事情をも考慮すべきであろう。既に出雲国計会帳には「郷戸課丁帳」を始めとして、「括出帳」「走還帳」「放奴婢帳」「逃亡満六年帳」「神亀五年以来逃亡帳」「割付奴婢帳」「争戸帳」「遭服人帳」「高年及残疾以上帳」などの多数の大帳枝文の名が見えており、先に触れた『政事要略』の「私案大帳枝文」の中にも、さらに「雑色人帳」「多男父帳」「中男帳」などを見出し得るのであるが、これらの文書の整備が進められたことが次第に「歴名」の存在意義を薄れさせ、その衰退を早めた大きな要因となったものと思われる。このように、女性を中心とする不課口をも含むところの「計帳歴名」が次第に作成されなくなり、課役に関わる項目を中心に纏められたこれらの枝文がそれと交替していくところに、律令制的公民支配の一つの変化の方向を見出し得るように思うが、やがて偽籍の激化を伴いながら、殆ど百姓の個人身支配を維持できなくなった時点では、それは単に「目錄」による課口の観念的・数量的把握に留まることとなったのである。^①

① 『大日本古文書』一一三七～三二八。

② 『大日本古文書』一一三七～三二二。

③ 讃岐国戸籍については、「正倉院戸籍調査概報」(『史学雑誌』六八―三三)の当該部分参照(担当は赤松俊秀・岸俊男両氏)。因幡国戸籍

については岸氏はしが註①a論文。但し岸氏はその後「倉印管見」
 『日本歴史』(二二四号)において、同文書を「戸籍とも計帳とも断定
 できない」と述べておられる。

④ その推定される成立年次は次の通りである。(岸氏はしが註①a
 論文。「正倉院戸籍調査概報」参照。)

讃岐国戸籍——天平宝字元年四月～宝龜四年三月二日

因幡国戸籍——天平宝字元年四月～宝龜三年三月卅日

国郡未詳戸籍(『大日本古文書』一)——天平宝字元年四月～天平神

護元年四月十六日

⑤ 奴の移動や、放賤従良者についての追記も見られるが、死亡年月日
 について、本来の別項記載中に見えるものと、本文中への追記とを比
 較すると、前者は天平四年一月～同年六月までであるのに対し、後者
 は天平四年九月～天平五年六月までとなっている。

⑥ 戸令遣戸籍条によれば、戸籍は籍年の十一月上旬から翌年の五月卅
 日までの間に勘造する規定である。それに対して計帳は、手実を賣う
 期限が六月卅日であり、太政官への申送期限が八月卅日であるから、
 「匿名」や「目録」の作成は、規定通り行なわれたとしても実質一ヶ
 月半程の間に行なわれねばならない(第三節で述べたように、出雲国
 計会帳や万葉集から知られる大宝令施行期の大帳使は、全て八月中旬に
 上道している。また天平五年の右京計帳手実では七月十二日提出のもの
 のさえあるから、そうすれば、この期間は一層短縮される。ただ延喜

むすび

以上、論ずるところ多岐に涉ったが、八世紀を中心とする計帳制度の変遷について、ほぼその大筋を明らかにし得たよ
 うに思う。その中で特に留意すべき点は、まず第一に、大宝令に本来京進するべく規定された計帳は、後の「大帳目録」

左右京職式によれば、特に京の計帳手実は六月一日～九月卅日の間に
 賣い訖り、十月卅日までに大帳を進めるよう規定されているから、或
 いは天平期にも京の計帳作成は特例的であったのかも知れない)。こ
 のような期間の短さは、「計帳匿名」の作成・性格に一つの疑点をな
 げかけるものであるが、私はやはり、中央政府の意図としては、これ
 を「目録」と一体として八月卅日までに京進させるものであったと見
 ておきたい。そしてその実際上の困難さの故に、特に籍年などを中心
 として、その省略が進んでいったものと考えるのである。

⑦ 早川氏第一節註①論文

⑧ 「大帳」が二巻であるという点には、やや問題が残るようである。
 さらに検討を要するが、これは全く同一の「目録」を二通京進したこ
 とを意味するのではあるまいか。

⑨ 惟宗允亮は「私家大帳枝文」として「目録帳」以下の多数の公文を
 挙げているが、この「目録帳」が大帳枝文ではなく、大帳そのものを
 構成する「目録帳」であることを注意すべきである。それは例えば
 「税帳枝文」として、彼が同じくその筆頭に「目録帳」を挙げている
 ことから明らかであり、これは「正税目録帳」自体を意味している
 のである。

⑩ 例えば『政事要略』卷五十七所引の天慶五年十二月廿九日官符では、
 「大帳後死」の数の准拠すべき「年中死」の数を、調庸丁数の十分の
 一と定めるよう命じているが如きである。

に相当する一國毎の統計的文書であったということである。従来は後の「計帳歴名」を中心として計帳制度を考えがちであった為、その実際の施行を、ともすれば大宝令の施行時点よりおくらせて考える傾向が強かったように思われるが、本来の計帳をこのように見ることによって、和銅元年の陸奥国戸口損益帳を媒介しながら、それを一応大宝令施行と同時にまで遡らせて考えることができたように思う。今後はさらに、大宝令施行以前に計帳が実在したかどうかという点についても考察を加える必要があるであろう。ただ八世紀初期の計帳制度を本稿のように想定した場合、それが実際の課役の徵発とどのようにかわるかという問題がさらに検討を必要とすることになろう。従来の研究においても、調庸物徵収の実際的な在り方が、計帳制度とのかかわりの中で必ずしも十分に解明されてきたとは言いがたいようであるが、本稿では不十分であった計帳制度の形骸化ないしは終末の問題をも含めて、調庸制との緊密なかわりの中で、より一層考察を深めていくことが今後の課題と思われる。

次にはそのような計帳制度の改定が養老元年という時点で行なわれ、新たに「計帳歴名」の作成を含む「大計帳式」の整備によって、年々の公民動態をより正確に把握せんとする施策が打出されたことが重要である。同時に諸国に頒下された「輪租帳式」「青苗簿式」をめぐる事情についても、詔勅は問題の所在を国司の段階において述べているかのようであるが、その実、背後には従前の支配を再編強化すべき必要に迫られた社会的変動の萌しをも予想し得るように思われる。第二節にも詳しく述べたように、靈龜～養老初年の時期には、この「大計帳式」の頒下を含めて、地方行政の統制をより強化せんとする律令政府の対応が顕著に見られるようであり、今後、律令制の形成・変質の過程において、この時期の担った意味をより十分に検討して見る必要があるように思われる。さらに論じ残した点も多いのであるが、ここに述べた問題と併せて全て後考に期すこととし、今は一まず擱筆することとした。

補注

成稿後、概説的ではあるが、既に宮本敦氏に「戸籍・計帳」なる論考の存在を知った(『古代の日本』9所収)。しかし氏の計

帳についての理解は、①大帳＝大計帳を単に目録様文書のみを指すと見做す点、②従って養老元年の大計帳式頒下を単に目録様文書の書式を示したものとし、計帳歴名の作成をそれ以前に遡らせて考える点、③その結果、大計帳式頒下の意義が全く明らかにされないことなど、今日での通説的見解に等しく私見とは相容れぬものである。

また本稿脱稿と相前後して、福岡猛志「山背国計帳の『逃』注記と計帳の始期についての一試論」(『日本福祉大学研究紀要』20・21)、梅村喬「律令制度の収取制度―大帳勘会制について―」(『名古屋大学大学院文学研究科院生論集』2)の二論考が公にされた。福岡氏の所論は、養老元年の大計帳式頒下以前に一切の計帳制度を否定されるらしい点に特色があるが、やはり大帳と計帳との関係について、それを全く別箇に理解されており、従って氏の計帳制度についての所説にも全体的に賛意を表し難い。梅村氏の場合、本稿とは問題の対象をかなり異にし、本来的計帳が目録様文書であることを力説された以外、直接的に計帳の始期、その制度的変遷について述べておられるわけではない。氏が主たる問題とされた大帳勘会の制度については、大陸における計帳の在り方と共に本稿では一応考察の外に置いた点であり、結びに纏め記した諸点と共に今後考察を深めていくこととしたい。ここに併せて参考文献として附記する次第である。

(京都大学大学院生・
)

An Essay on the *Keicho* 計帳 System

by

M. Kamata

I think the study of *Keicho* 計帳 was so inadequate compared with that of *Koseki* 戸籍 in spite of the fact that both were the fundamental institutions of the rule of the Ancient Ritsuryo State 古代律令国家.

In this article, I will try to clarify the reality and the change of *Keicho* system after the 8th century when, we have ascertained, that system existed.

In the first chapter, I will demonstrate that, contrary to the recent popular view that "*Daicho*" 大帳 was a different document from "*Keicho*" 計帳, the former is synonymous with the latter, both of which indicated the same entity that was composed of "*Mokuroku*" 目錄 and "*Rekimyo*" 匿名. And I will recognize that, in the *Keicho* system after the *Zinki* 神龜 and *Tenpyo* 天平 period when various documents like *Keicho* existed, these two documents were basically submitted to the central government en bloc.

In the second chapter, I will demonstrate that *Keicho* system was launched by the distribution of "*Daikeicho-shiki*" 大計帳式 and will assume that, at this point, to making out and submission of "*Mokuroku*" in the former *Keicho* system, making of *Rekimyo* newly became to be added. Moreover, I will trace the cause of this change to the tendency to tighten the control of the local administration remarkably.

In the third chapter, investigating the provisions of *Keicho* in *Taihō-ryo* 大宝令, I will support the conclusion of the previous chapter, and at the same time, analysing "*Mutsunokuni-kokho-sonekicho*" 陸奥国戸口損益帳 as a material, I will assume that *Keicho* as the documents like "*Mokuroku*" actually became to be launched just after the enactment of *Taihō-ryo*.

In the last chapter, I will mention that the newly arranged *Keicho* system after the first year of *Yōrō* 養老 period actually pursued the course of the simplification or the omission of "*Rekimyo*" soon, and further describe briefly the end of *Keicho* system.